

## 本日の会議に付した事件

平成24年第3回山元町議会定例会(第5日目)

平成24年9月21日(金) 午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1号 平成23年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について(委員長報告)
- 日程第 3 認定第 2号 平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(委員長報告)
- 日程第 4 認定第 3号 平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(委員長報告)
- 日程第 5 認定第 4号 平成23年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(委員長報告)
- 日程第 6 認定第 5号 平成23年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について(委員長報告)
- 日程第 7 認定第 6号 平成23年度山元町水道事業会計決算認定について(委員長報告)
- 日程第 8 認定第 7号 平成23年度山元町下水道事業会計決算認定について(委員長報告)
- 日程第 9 報告第 9号 専決処分の報告について(損賠額の決定及び和解)
- 日程第10 議案第68号 山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第69号 平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第70号 平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第71号 平成24年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第72号 平成24年度山元町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第73号 平成24年度山元町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第80号 平成24年度山元町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第17 議案第81号 平成24年度山元町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第18 同意第 3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 閉会中の継続調査の申し出の件について

---

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君) ただいまから、平成24年第3回山元町議会定例会第5日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

報道機関からテレビ撮影の申し入れがあり、これを許可しております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

---

議長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって12番佐山富崇君、13番後藤正幸君を指名します。

---

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

1．長送付議案等の受理

当局から議案1件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

2．委員会審査報告書及び継続審査申し出書の受理

決算審査特別委員会委員長から審査報告書、また各常任委員会委員長から所管事務調査報告書及び閉会中の継続調査申し出書が提出されたので、その写しを配布しております。

3．議員派遣結果報告書の受理

議員派遣結果報告書が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

4．その他、特に報告すべき事項

総務民生、産建教育の各常任委員会委員長から視察研修報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第2．認定第1号から、日程第8．認定第7号までの7件を一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までにつきましては、9月12日に決算審査特別委員会に付託し審査をしておりましたが、審査が終了し、その報告書が提出されましたので委員長から報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長菊地八朗君、登壇願います。

決算審査特別委員会委員長（菊地八朗君）はい、議長。おはようございます。

それでは、書面の朗読をもって決算審査特別委員会審査報告をいたします。

認定第1号平成23年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成23年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成23年度亘理地域介護認定審査会計特別会計歳入歳出認定について、認定第6号平成23年度山元町水道事業会計決算認定について、認定第7号平成23年度山元町下水道事業会計決算認定について。

本委員会は平成24年9月12日付で付託された議案の審査の結果、次の意見をつけ原案のとおり認定すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。特に留意すべき点、①入札の透明性と適正な執行に努めるべきである、②予備費の適正な計上と執行を図られたい、③基金の残高がふえていることから国民健康保険税、介護保険料の引き下げを図るべきである。以上、決算審査特別委員会の報告といたします。決算審査特別委員会委員長菊地八朗。山元町議会議長阿部 均殿。以上

で報告を終わります。

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行うわけですが、決算審査特別委員会は議長、議会選出監査委員を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例85番により省略します。

---

議長（阿部 均君）これから認定第1号平成23年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから認定第1号平成23年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第1号については認定することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）これから認定第2号平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから認定第2号平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第2号については認定することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）これから認定第3号平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから認定第3号平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第3号については認定することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）これから認定第4号平成23年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから認定第4号平成23年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第4号については認定することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）これから認定第5号平成23年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから認定第5号平成23年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第5号については認定することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）これから認定第6号平成23年度山元町水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから認定第6号平成23年度山元町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第6号については認定することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）これから認定第7号平成23年度山元町下水道事業会計決算認定について討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから認定第7号平成23年度山元町下水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第7号については認定することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第9. 報告第9号を議題とします。

説明を求めます。まちづくり整備課長森 政信君。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。報告第9号先決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

2枚目の専決処分書をご覧いただきたいと思います。ご説明申し上げます。

町は旧坂元中学校跡地応急仮設住宅駐車場で発生した倒木による自動車及び農機具の損傷事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、次のとおり決定する。

……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（阿部 均君）報告第9号先決処分の報告についてを終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第10. 議案第66号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長島田忠哉君。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第66号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

説明に当たりましては、別途配布いたしております第3回議会定例会配布資料No.1の条例議案の概要書に基づきご説明をさせていただきます。

初めに、提案理由でございますが、タイトルの下の行をご覧になっていただきたいと存じます。特別職の職員で常勤のものの給与に関する現行の条例規定につきましては、給料、通勤手当及び期末手当の3種類を給与として支給する内容となっております。本条例改正案におきましては、既定の給与に加え扶養親族と住民登録上の住所を異にして単身赴任する等、居住要件に特別の事情が認められる場合に限り新たに住居手当の支給ができるよう、条例の一部改正をご提案申し上げます。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今回提案された内容、総務課長に詳しく説明していただいたの

で内容はある程度理解できたんですけれども、この案については特別職という形でお話はあるんですけれども、実際には成田副町長の分ということで考えていくのが妥当ではないかと思うんですけれども、山元町職員の給与に関する条例の21条の2の2項の2、月額2万3,000円を超える家賃を払っている職員に該当するという形に今回の場合なるのかどうか。そして、先ほどの説明の中で限度額が2万7,000円という形ですから、その差額が支給されるという形なんですけれども、実際にはどのぐらいの額で額的なものと、あとこの支給する額について災害救助法なりで手当てされるという形になるのかどうか、2点お願いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お尋ねのまず第1点目でございますけれども、特別職の住居手当についてでございますけれども、特別職の給与につきましても地方自治法の204条に規定がございます、その支出根拠につきましても一般職員同様、これは条例に基づいて支給しなければならないというふうなことでございます。冒頭、ご説明させていただきましたように、震災前におきましては当町におきましても特別職については町内居住者というふうなことで選任されてきた経緯がございます、その方々につきましては町内に住居を有していたということが今回と大きな違いだろうというふうに考えてございます。

それと、次にご質問の2点目、実際の額についてでございますが、現在特定のお名前でお話しするのはいかがかとは思いますが、現在の副町長がお住まいになっているところにつきましては民間賃貸を借り上げて丸々個人が負担している実態だというようなことでございます。したがって、現行の家賃で仮に算定した場合でございますけれども、支給要件の2万3,000円を超える家賃の場合というふうなことでいきますと、2万4,500円ほどが支給されるというふうに見込んでございます。それともう1点、災害救助法の対応になるのかというお尋ねでございますけれども、これにつきましてはかねての臨時議会等の場面におきまして、町長並びに財政課長の方からも答弁がなされておるところでございますけれども、震災復興特区に係る特別財政事情というようなことが認められると推量される。よって、特別交付税の中に算入されるものというふうに見込んでおるところでございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）9番岩佐 豊君。質疑は一問一答方式でございますので一問ずつお願いを申し上げます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。今縷々説明いただきました。それで、今回成田副町長さんには当初今回の震災に当たりまして一日も早い復興を進めるために国との強いパイプが欲しいというようなことから国にお願いしたはずですが、それがいろいろな諸般の事情によりましてそれがかなわなかったということで、さらに国にお願いして国との強いパイプを持っている成田副町長がこちらに来てお手伝いを今されているわけです。これは当初から単身赴任で来るということは当然わかっていたはずなのに、なぜこの今の時期なのか伺います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。招聘に至る経緯を振り返りましたときに、2月下旬ごろでなかったかなというふうに考えられるところでございますが、その時期におきましては山元町におきましては新年度に向けた体制構築に当たっての派遣職員の確保に奔走しておったという時期でございます。したがって、山元町内におきましてそもそも民間賃貸住宅がほとんどない状況の中で、こういった大量の、80名を超える派遣職員の要請

をお願いしておったところでございますけれども、その宿舎確保すらままならない状況におきまして、同時並行的に副町長の招聘というふうな事態も対応しなければならないというふうなことでございました。したがって、何とか某企業の宿舎をご好意によりまして確保することができましたが、その段階におきましては外部招聘の副町長に対する対応等こういった部分につきまして必ずしも十分な検討がなされないままお迎えをするような事態に至ってしまったという実態がございます。

そういう状況におきまして、事後において冒頭申し上げましたように、大槌町等のように外部招聘の場合の対応の実態というふうなものが後になって判明したというのが正直なところでございます。このような他自治体の事例を勘案したときに、遅ればせながら本町におきましてもしかるべく対応する必要があるのではないかとというふうな考えに至り、今般のご提案になった次第でございます。なお、施行日の関係でございますが、本来ならばさかのぼりというふうなことが考えられるところでございますが、この部分につきましては現下の諸情勢等も勘案の上、さかのぼりではなくご可決をいただいた後から支給対象とすべきというふうなことの内部的な判断もあったのも事実でございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

13番（後藤正幸君）はい、議長。先ほど総務課長の説明によりますと、ほかの市町村にもこういう条例があるんだというようなことですが、それは職員の条例であって職員に支払う住居手当の話であって、この今回提案しているのは特別職の常勤のものの住居手当であります。それで、この宮城県20数町村があるんだと思いますが、そのうち幾つ、どこどこ、宮城県ではこういう条例をつくっているのか教えてください。県内の話です。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お尋ねの点にお答えさせていただきます。今回、私ども調査させていただきましたのは、特に被災の大きく沿岸市町、とりわけ3人の副市長もしくは副町長を招聘された自治体というふうに限定した形でございます。先ほどの説明の中でもご説明させていただきましたように、改正前の給与規定の状況が他自治体の事例が一般的であるというふうにご説明申し上げ、そして今回ご提案申し上げますのは震災後の特異な状況における状況を踏まえたご提案というふうなことでございますので、その観点において調査をした段階におきまして……。

議長（阿部 均君）答弁は簡明をお願いします。

総務課長（島田忠哉君）はい。失礼いたしました。大槌町と大船渡市でございます。これにつきましては……。大変失礼いたしました。県内で住居手当を支給している例はございません。なお、これに類する対応としましては、気仙沼市と石巻市におきまして公舎規定を有しておりまして、公舎を市が借り上げて、それを低廉な価格で貸与するというふうな状況でございます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。私今質問したのは県内の町村で幾つこういう条例があるのかという質問をしたんですが、気仙沼市とか何かというのは町村ではありませんね。要するに町村、20幾つかあるんだよね、宮城県で。そのうちでこういう条例のある町村があるのかなのかということを知りたいんですよ。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お尋ねの件につきましては、県内ではございません。

13番（後藤正幸君）はい、議長。そういうことになると、宮城県の一番最先端を歩いていく町ということで、裕福な町かなと思ったんですが、いかがなものでしょうか。よろしいです

か、そういう認識で。

議長（阿部 均君）この件に関しましては、町長齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の条例改正の考え方として、裕福なというふうな今ご指摘ちょうだいしたわけですが、決して裕福というふうな観点での提案ではないわけですが、先ほど総務課長が申しあげましたように、この大震災後の膨大な業務をできるだけ円滑に推進をしたい、そういうふうな形で先ほどご指摘ちょうだいしましたようにその道に明るい方を外部招聘をして、この震災復興の集中期間を重点的にご支援いただければというふうなことでございます。大きな仕事をさせていただくために、最低限の福利厚生的な対応をしていく必要があるのではないかとというふうな考え方でございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。縷々説明いただきまして大体理解いたしました、文言ですが、新たに特別な事情が認められる場合にと非常にあいまいで、これは簡単に言うと使い方次第だと思うんです。この辺を本当に今回のようなだれが見ても特別な場合というようなことで解釈でいいのかどうか。その辺、もう少しはっきりした、本当は規定が欲しいというような気がするんですが、この辺はどうなんでしょうか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。この規定、文言表記の仕方、いろいろ解釈があろうかと思いますが、この規定の趣旨につきましては拡大解釈をして広範にばらまくというふうなもの意図で表記をしているものではなく、極力というか限定して二重生計を余儀なくされるようなことが必然と認められる場合に限りという限定した運用を前提としておりますので、したがって、このような記載、表現の内容というふうなことでございます。運用に当たりましては十分その辺留意してまいりたいというふうなことをつけ加えさせていただきます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

まず本案に反対者の発言を許します。1番青田和夫君、登壇願います。

1番（青田和夫君）はい、議長。討論いたします。

まず、本議案の提案に際しまして、副町長を2名体制にすること、そして成田氏を選任するに至った経緯について、改めてこれまでの議事録を読み返したところであり。まず、2月8日招集の臨時議会において副町長の定数条例の一部を改正する条例が提案された際、数名の同僚議員から地元の事情をよく理解するためには地元から選任すべきであり、今この時期だからこそ顔が見える副町長をと強く申し上げてきたところであり。また、給与や各種手当の財源や必要性の面からも複数の同僚議員が伺ったところでもあります。しかしながら、齋藤町長は復旧復興をスムーズかつスピーディーに進めるため、国の現職職員を起用したいとの意向でありました。

次に5月11日招集の臨時会において、副町長の選任同意の際、齋藤町長は2月の臨時会において国の現職職員を起用したいと公言しましたが、結果、東京都職員、東京電



力等勤め上げた成田氏の同意を求めました。過日、一般質問においてこれまでの成田副町長の働きを伺い、敬意と感謝を申し上げるところであります。

しかし、本議案は制度ありきというより一個人のための条例改正との意味合いが非常に高いと判断し、私の反対討論とさせていただきます。

議長（阿部 均君）次に、本案に賛成者の発言を許します。8番佐藤智之君、登壇願います。

8番（佐藤智之君）はい、議長。ただいま議題となっております議案第66号の山元町と特別職職員の云々のこの条例の一部を改正する条例につきまして、執行部より種々説明がありました。今回の山元町の甚大な復興担当として副町長を外部から迎えるに当たり、議会の承認を得て6月に就任されたところでございます。いろいろ二重生活を余儀なくされている現状をかんがみ、また岩手県の大槌町、あるいは大船渡市、他の自治体の事例もあり、県内では初めての事例の説明でございますけれども、とにかく一日も早い山元町の復興のためにぜひともこの条例については私は賛成をいたすものでございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第66号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立少数であります。

よって、議案第66号は否決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第11．議案第69号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉課長渡邊隆弘君。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。議案第69号平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算のそれぞれに2億9,918万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億6,453万5,000円とするものでございます。

初めに、6ページの方をお開きください。歳入の説明になります。1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税1節医療給付費現年課税分5,217万3,000の減額でございます。こちらにつきましては、災害減免等を加味いたしまして年間分の減収となります税額の方を減額補正させていただくというふうなものでございます。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第69号平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

この際、暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第12. 議案第70号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉課長渡邊隆弘君。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。議案第70号平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算それぞれ149万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,945万3,000円とするものでございます。

まず初めに7ページの方をお開きください。歳出の説明になります。3款の諸支出金の一般会計繰出金でございます。23年度の決算に伴いまして149万5,000円のを一般会計の方に繰り出し増するものでございます。

続きまして6ページをご覧ください。歳入の説明になります。繰越金でございます。平成23年度の決算に伴いまして149万5,000円を繰り越し見込み額を増額するものでございます。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第70号平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第13．議案第71号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉課長渡邊隆弘君。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。議案第71号平成24年度山元町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1億5,936万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3,824万3,000円とするものでございます。

7ページの方をお開きください。最初の説明からになります。1款総務費につきましては、職員等の異動に伴います人件費の組み替えでございまして、2款保険給付費でございまして、家宅介護サービス給付金につきまして――の補助等、居宅支援サービス等の給付費の方を申請に伴います一部負担の減免等に伴いまして6,127万4,000増額するものでございます。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。5ページの調整交付金についてお尋ねします。補正前の額、当初7,768万4,000円というふうに示されていますが、この当初の内訳はどのようになっていたのかお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。……

6番（遠藤龍之君）はい、議長。質問の趣旨がよく通らないのかと思いますので、改めてお伺いします。

調整交付金と特別調整交付金というふうになっているわけですが、この特別調整交付金というのはそもそも当初予定されていたのかどうかという確認でございまして。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。特別調整交付金につきましては、当初予算ではございませんでした。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この特別調整交付金、これは国保も同じなんですけど、1年間という表現ございました。国保の場合はそのような表現でなかったんですけども、確かに1年間、9月までの分は税と保険料の減免と一部負担金の減免というようなことで、当初から予定されていたのではないかと思うんですけども、その辺はどのような国との関係で、指示といいますか、ことだったのかお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。特別調整交付金の中身等の主なものにつきましては、災害減免等そういったものについて交付されてくるものでございますけれども、その減免となるにつきましては、国の方では延長というふうなことが当初は24年度まで延長というふうなことは考えてはいなかったというところなんですけれども、その後、9月までの延長、そして今般制度的には国の方からではやり方がちょっと変更があったわけでございますけれども、さらに判断としまして1年間の免除をやらせていただくというふうなことになりました。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。質問の仕方が悪くてそのような答えが出てくるのかと思うんで

すが、9月までは保険料と一部負担金、ずっと継続、9月までは半年分あったわけですが、当初ではそれは見込んでいなかったのかということなんです。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。免除に対する財政支援などにつきましては、国からの通知につきましては本年の6月になってから来たというふうな状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。わかりましたといいますか、あなたのあれはわかりました。

それでその次、6ページの基金繰入金についてなんですけど、瑣末な質問になるかと思いますが、この介護保険事業基金繰入金4,177万8,000円、これについてこの表現として説明財政調整基金基金取り崩しとなっていますが、このような表現でよろしいのかどうか。表現、これまでこういう表現使っていたのかどうか。これまでは介護保険事業基金というような表現ではなかったかと思いますが、その辺、確認したいと思います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。同じ基金を使うことにはなるんですけども、表現上の違いがあったかと認識しております。今までの前段まで介護保険基金、それの方というような表現であったわけですけども、それがイコール財政調整基金でございますので、どちらかの表現で使わせていただいた、表現させていただいたというふうな結果なのかなというふうに思っております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今後このような表現でいくということですね。これの累計額、どうなっているかお伺いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。基金残高、累計……、

議長（阿部 均君）時間かかりますか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。累計、今年度の累計です。当初4,177万8,000円が今回補正で増額したんでしょう。総計幾らになるんですかということ。その介護保険事業基金繰入金としての累計です。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。当初3,300万3,000円、今般補正額としまして4,177万8,000円でございますので、現在の累計としましては7,508万1,000円になるということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。わかりました。この4,000万円ほどの増の要因というのは何か、お伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。4,100万円が余剰金的になるということでございますけれども、全体の給付費としてそのような結果になったというふうに……。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。何で聞いたかといいますと、私も上がっていて歳出の方からになったんだけど、歳出から聞きますと一番下の諸支出金償還金、これが9,766万円ありますよね。これが多分膨らんでいるからそっちから借りてこないと返せないというような事情から取り崩しがふえているのかなと勝手に推測しておりますが、その要因となっているこの9,766万円、これは例年どのぐらいの額になっているかお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。ちょっと、決算確認させてください。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。少なくともきょう今回ずっと決算やっているんですから、決算資料を見ればわかるかと思うんですが、すみません。平成23年度決算では1,703万円ほどなんです。それが今回9,700万円とかなり多額になっている。しかしながら、平成22年度はもしかすると1億円とかになっているかとも思いましたから確認の

意味で例年は幾らになったのかということ。少なくとも平成23年度の比較では相当な増額になっているんです。それには何か特別な事情があるのかどうかということでお伺いしたんですけれども、そういう質問をいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。償還金等が増えた理由というふうなことになるかと思うんですけれども……。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時40分といたします。

午前11時30分 休憩

---

午前11時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。財政調整交付金の今回の補正4,000万円等についてなんですけれども、24年度につきましては基金の取り崩しの中身につきましては5,800万円ほどだったと思います。今年度につきましてはさらに取り崩しの方が増額になっているわけなんですけれども、その要因につきましては先ほど償還金の増額という部分がありました。それから免除、一部負担金、サービス利用料のそういったものなども含まれておりまして、このような額になっております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。最終的に最後の質問として確認したのは償還金9,760万円が例年はどうだったのか、そして例年といいますか前年度は1,700万円程度であったのがなぜ今回は9,700万円もお返ししなければならないのかということでお伺いしたんですが、この要因は多分に震災で前年度相当ないろいろな形で入ってきたそのような精算に伴うものということかと思うんですが、それでよろしいのかということの確認と、この額が確定したのはいつごろかお伺いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。交付金や補助金の増につきましては震災の関係です。そのようなことで増額されているというふうなものです。

それから時期につきましては、確定の時期それぞれ違いますけれども、今年度になりましてからごく最近だったものなどもございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺、何でこの確認したかといいますと、実は第5期計画で保険料が引き上げになったんですが、されたわけですが、この辺の事情実態が結構あの方に影響していたのかなということでお尋ねしたわけです。もう少し精査、あるいは詳細にと検討されているならばこの前の保険料の率についてももっと違った答えが出てきたのかなといったような疑問から確認の意味で聞きました。わかりました。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。ただいまの遠藤議員と项目的にはダブりますが、質問の内容でダブる部分は割愛させていただきまして、1点だけ別な視点からの質問をさせていただきます。

極めて基本的な部分なんですけど、8ページの5款諸支出金2項償還金及び還付金23節の償還金利子及び割引料、先ほど話出ていましたが9,766万円の補正予算ということでこの回上程されていますが、これを見ますと当初予算が1,000円なんです。この資料を見ますと間違っていなければ1,000円。償還金というのは、先ほども質

問出ていましたが、例年発生している部分だろう。それが当初予算に全くといっていいほど、1,000円しか、ですからゼロに等しい。1,000円しか組んでいなくて、このたび1億円近いものが補正で出てきている。これはなぜなのか、その点についてお伺いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。確かに9,700万円、例年から比べれば返還額の方が大きいかとは思いますが。ただ、こちらの方で概算交付されているというふうな関係からしますと、それぞれの、例えばサービス給付費であったりなんかということでその差が大きかったというふうな結果になるのかなというふうに。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。財政の一般論でお答えさせていただきます。この償還金につきましては、23年度の実績が出た段階で償還金を予算化するというような制度になってございますので、当初予算の段階では償還金が確定していないというところで、いわゆるダミーというか枕予算ということで1,000円を上げているというところで、償還金が確定した段階で今回9,766万円を計上していると、そういうような制度上の仕組みになってございます。以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。ただいま制度上の仕組みというご説明いただきましたけれども、一般的には役所の予算の組み方よくわかりませんが、一般的には予算組む際には歳入、入りは少なく出は多く見るというのが予算の組み方の基本だろう。まして、先ほどの話ですと1,700万円前年度は出ているということであれば、最低1,700万円なり、今回特殊で9,000万円になったんだと思うんですが、1,700万円前後のものは、あるいは1割カットでも結構ですが、1,500万円なりそういったものは組むというのが予算全体の信頼性を高める上では必要ではないか。たまたま、この予算だけではなくほかの会計でもそういう部分があるものですから、今回この1億円というがこの部分で多いものですから、この際ちょっと質問としてさせていただきます。

こういった予算を精度を上げるという意味と、それからあえて補正予算組むということは我々もこれを検討するというところで時間をかけなければならない。そういうロスも含めるといろいろな意味で根本的に今後考え直す必要があるのではないかという問題提起をして私の質問を終わります。答え、もしあれであれば考え方をなんであれば町長からの基本的な考え方という、予算組みに関しての考え方ということで町長のご答弁いただければと思います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。財政課長の方からも説明あったわけですが、予算作成、これにつきましてはできるだけ近い数字というふうなものになるかと思いますが、ただ、今の償還金につきましては額が最後までわからないというふうな部分でございますので、決算が出て初めてということでございますので、その辺もご理解いただければというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。問題提起させていただくということで、あと結構でございます。終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。さっき聞き逃したところがあるので、1点だけ確認したいと思います。6ページの繰入金の2節地域支援事業繰入金、とりあえずこれの累計についてお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。……

6番（遠藤龍之君）はい、議長。私が調べた結果、累計で28万円というふうなことですが、それが事実かどうかというのは後でそちらで確認していただきながら、28万円だということでお尋ねするんですが、411万2,000円の減、その結果28万円になったということです。大幅減なんですけど、このことの理由についてお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。震災等のためにできなくなった事業もあったというようなどころでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。震災等の理由は去年だったら理解できるんですが、ことしは再生復興の道を歩んでいるんです。ささやかな繰入金、これは国から金いただくものなんです。それをなんで、これはだから事業を執行しないということを皆さんが決めた結果、もうこのお金要らない、せつかく国でやるといっている金をその必要な事業、当初これは必要な事業として国に申請しこのぐらいの額をいただくことになっていたかと思うんですが、まだ年度途中、まだ9月、あと半年あるんですが、その辺のそういった事業停止あるいは縮小したということの結果だと思うんですが、なぜ縮小したのかという、あるいはそうでなければまさに大幅減の理由、そのほかにあるのであるならばお伺いしたいと思います。結構大きいから確認しているんですが。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。大変申しわけありません。ちょっと整理する時間が欲しい。お願いいたします。

---

議長（阿部 均君）この際暫時休憩とします。再開は1時20分といたします。

午前11時51分 休憩

---

午後 1時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。ご質問のありました24年度の地域支援事業の内容について、お答えします。昨年実施できませんでした65歳以上の元気な高齢者、認定を受けていない方を対象にしました2次予防対象者把握事業については、現在実施しているところです。ほかに、介護用品支給事業、高齢者栄養教室、出前教室等もあわせて実施しております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、さっきも言ったと思うんだけど、別なところなんだけども、だから、その地域支援事業繰入金が減になったのとあわせて聞いて、ここで減になったことによって通常行われている事業も縮小されたのかということに対し、今事業は通常やっています。だったら、この減になった理由は何なのかということもあわせて答えていただきたいとさっき確認したはずだったんですけども、その部分について大丈夫ですか。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。これについては、昨年度実施事業が震災のために事業が実施できませんでしたので、その部分について減額という精算の方しておるものです。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第71号平成24年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第14．議案第72号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第72号平成24年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は収入につきましては水道加入金の増額、支出につきましては公営企業会計制度の大幅な改正が行われることから制度改正の支援業務委託料の組み替えを措置するものであります。また、新たに債務負担行為の事項、期間、限度額を定めるものであります。

初めに1、2ページをお開き願います。平成24年度山元町水道事業会計予算実施計画で予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入について申し上げます。1款水道事業収益2項営業外収益は水道加入金並びに繰り出し基準に基づく一般会計からの補助金754万2,000円を増額するものであります。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。説明ありました中で、収入の部分で水道事業収益営業外収益の2目加入金、今回の補正額の内容だと加入金ということで災害公営住宅に係る加入金の収入の増という形で説明はございますけれども、この加入金はどこの地域の加入金になるのか、まず1点お伺いします。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。山下地区の公営住宅分と坂元地区の公営住宅分を見込んでおります。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。山下地区の公営住宅のものだとこの前造成並びにインフラ整備やって、それで水道・下水道の関係全部整備されるような形になって、本来だと当初予算で加入金を考えて計上すべきではなかったのかと思うんですけれども、その点についてどうなのか、まず1点。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。公営住宅の部分については戸数等がこの前の臨時議会でわかりましたので、それで加入金の水道メーターの取りつける加入金等もわかりましたので、それで今回補正するものでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。災害住宅の戸数というのは事前に計画の中できちっと戸数的に



出ていると思うんです。その辺から、あと水道の口径、ある程度決めて、それで口径によって水道の加入金というの決まってくるので、私はこの時点ですすというのとは間違いなくおかしいと思うんですけれども、今お話になったように、災害住宅の戸数、造成時点で計画の中でわからなかったんですか。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。当初予算時点ではちょっと見込むのができなかったもので今回の補正に計上しております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。当初でこれを見込むの負担金忘れたというか見込めなかったということでいいのかな、いいんですか。忘れたというかインフラと本当は一緒にやるべきなんでしょう。下水道、水道と。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、当初で見込めばよかったんですが、ちょっと見込み違い等もあったので今回改めて補正させていただきました。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。山下の分については本当は当初見込むべきだったということで答弁いただいた。坂元の分についてはどこの方なんですか。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。補正第80号で見込んでいる地区でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。加入金で山下と坂元のこの加入金の金額、教えてください。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。山下地区では495万6,000円ほどを見込んでおります。坂元地区につきましては161万7,000円ほどを見込んでおります。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。坂元の地区の分も当初の予算で一応計画、災害公営住宅のものを計画しているので、その形で考えると同じように負担金、これ当初で計画するという形で考えて対応すべきだったのか。その辺はどうなの。坂元地区と山下地区でちょっと考え方は違うんですか。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。山下地区、坂元地区も当初と同じような予算の組み方だったんですが、当初予算にはちょっと計上するのが乗せられなかったもので、今回の補正で乗せております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。あくまでもこれは坂元川の南の分の80号の分の加入金という形ではよろしいですね。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議員おっしゃるとおりでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第72号平成24年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第15．議案第73号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第73号平成24年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。今回の補正は水道事業会計同様、公営企業会計の会計制度改正に伴う支援業務委託料を減額するものでございます。

資本的収入につきましては、復興交付金事業で公共下水道区域の見直し等の作成業務委託を措置するものでございます。また、債務負担に新たに基幹系システムリースに要する経費のほか、2業務を加えるものでございます。

初めに1、2ページをお開き願います。平成24年度山元町下水道事業会計予算実施計画で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入について申し上げます。1款下水道事業収益2項営業外収益は公営企業会計制度改正に伴う委託料について、水道会計と下水道会計間の経費の組み替えにより189万9,000円を減額するものであります。……以下、別紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第73号平成24年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第16．議案第80号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長高橋寿久君。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。それでは、議案第80号平成24年度山元町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。第3回定例議会配布資料No.9をまずご覧いただければと思います。

補正予算議案追加の概要というところから申し上げます。今回の議案の概要でございますが、撤回させていただきました議案第68号平成24年度山元町一般会計補正予算（第5号）案のうち、第8款土木費第4項住宅費第3目公営住宅建築事業費におきまして、坂元地区の災害公営住宅に係ります委託料、工事請負費、負担金補助及び交付金、補償補てん及び賠償金の補正額を除いたものとなっております。その他の補正内容につきましては、撤回いたしました議案第68号と同様となっております。……以下、別

紙議案書に基づき詳細に説明した。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は2時55分といたします。

午後2時43分 休憩

---

午後2時55分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）下水道事業所長荒 勉君から議案第72号の説明の中で説明に間違いがあったという申し入れがございます。それについて訂正をしたいという申し入れがありますので、発言をまず最初に許したいと思います。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。先ほどの議案第72号の説明の中で、岩佐議員から水道の加入金関係でご質問ありましたが、一般会計の議案第80号というふうなことで答弁いたしました。81号の誤りでしたので訂正させていただき、おわび申し上げます。よろしく願いいたします。

坂元地区の水道の加入金関係でございますが、議案第80号というふうなことでご説明申し上げましたが、議案81号の誤りでしたので訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。間違いだったという話ではちょっと我々としては納得できないんだけど、先ほどの話の中で議案80号、南側の分の加入金だというお話で私が念を押してお話しした中で所長は南側の分ですという形でお話しして、そして今議案通ってから間違いました、北側の加入金ですという形で議会でそういう形で、我々全然わからない中でそういう形でされてお話しされて非常に憤慨しているんだけど、前議案の中できちっと訂正したり執行部でだれもわからなかったんですか、間違いというのは。水道事業所の所長だけだったんですか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変申しわけございませんでした。水道事業所長の回答の後、フォローすべきところ機を逸してしまいまして非常に申しわけないというふうに思います。大変失礼しました。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。先ほどの中で加入金の関係で今議会の中でいろいろ議論ある案件なんです。その水道の加入金のもので私は大きな間違いだと思うんです。先ほどの議案の中で南側の負担金と北側の負担金ということでは大きな間違いだと思うんです。その中で議決してから間違いましたという形で我々議会として話されても議決そのものがうんとおかしいという形になってしまうんですね。きちっと説明した中で本来執行部からきちっと正しい説明を受けながら我々議会とすれば審査をして、そしてその中で採決をして可決という形になると思うんです。それが説明の中で大きな間違いをして、その後、執行部がその場でわかっていながら訂正をしない。私は非常に憤慨しているんですけれども、執行部としてどういった形で議案を考えていただけるのか。その辺についてちょっと議会運営委員会の中で協議をする時間を議長に与えていただきたいと思うんですけれども。

議長（阿部 均君）ただいま、10番岩佐 隆君より議会運営委員会の開催の要求がございました。皆様にお諮りいたします。議運開催に賛成の方の起立を求めます。直ちに議運を開

催していただきたいと思います。

---

議長（阿部 均君） 暫時休憩といたします。

午後 3時40分 休憩

---

午後 4時38分 再開

議長（阿部 均君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君） 議案72号の件に関しまして水道管理者町長から謝罪の申し入れがございましたので、謝罪を許可いたしました。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。先ほど議案第72号平成24年度山元町水道会計補正予算（第2号）の説明の中で、岩佐 隆議員からご質問のありました災害公営住宅に係る加入金の関係のリース関係の部分で、担当である上下水道所長の方の説明が誤ったご説明、回答を申し上げたというふうなことで、議会の――に大変不手際がございました。岩佐議員並びに議員各位に心からおわびを申し上げる次第でございます。

なお、今後必要な対応が出てきた場合につきましては、速やかな補正等の対応をさせていただきますというふうに思いますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

---

議長（阿部 均君） 引き続き、議案第80号を議題とします。

これから質疑を行います。――質疑はありますか。

7番（齋藤慶治君） はい、議長。会議にわたりますが、内容は委託料の関係になりますので、例えばまず17ページの方の民生費の方の保育所整備基礎調査、続きまして20ページの商工費の商工復興推進費の関係の委託料の関係で商工会雇用とか観光振興とかもろもろ今回の補正予算には外部委託になるような項目が多額の金額、私から言われれば震災復興交付金絡みの方の予算計上されていますが、この1年間の委託の仕方はほとんど外部の人の専門の企業なりそういう形が入ってきているんですが、私らから見るともう少し地元なり内部の山元町内の方が入ってのいろいろな基礎調査というのが必要なのではないかと。客観的な外部からの人だけの機械的な私からすると機械的な基礎調査資料というのはその後の具体的な計画に反映する場合、何となく違和感が感じられるんです。ちょっとその点、委託の仕方について今ちょっと大きく挙げて2点、あともう1点、22ページの方の防災復興関係の委託料、東日本震災アンケート調査等いろいろこういう多額の金額が計上されていますが、その委託の仕方について基本的な考え方、私はちょっと従来の委託の仕方では地元にあったような基礎調査が少し欠けるというようなちょっと感じが済みますので、その点をこの3点まとめて委託料というこの仕方について質疑したいと思います。

企画財政課長（高橋寿久君） はい、議長。委託につきましては、外部の特にコンサル会社に対して委託をして、さまざまな識見を持った方々にいろいろ調べていただくという大前提のもとに外部委託ということを経営的な予算でやっているところがございます。例えばまちづくり協議会等々の業務委託を考えますと、住民の方々の意見も反映しながらそれをもとに外部委託の専門家の調査もしていただくというところで、住民の方々の考え方、思いを反映しないと、単純に外から来た方に紋切り型でやってもらうのは復興にもつな

がらないと考えられますので、そういった方で住民自治という観点からも融合ということを図っていきたいと考えてございます。以上でございます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。委託料の項目によっても若干違うんですが、多岐にわたってこれから復興の基礎の資料を集める。先ほどのまちづくり関係は今言われたような形で進むと思います。例えば保育所の関係でも単に人数とか地域からだけ基礎資料つくってもらおうというのはいかがなものか。そこに地域わかる保育の状況がわかるような方もこの、例えば数の中に1人ぐらいは入ってもらってもいいのではないかと。というのは、基礎資料つくってからその後にまた政策的なことをすればいいのではないかとという方もいると思うんですが、基礎資料のつくり方によってその次の政策の考え方に大きく反映するんです。だから、私はなるべく委託するにしても地元の内容がわかっているような方も考慮していかないとこれから多々数多い委託費に関して無駄なとおかしいけれども、膨大な金額、膨大な資料を有効に政策に生かすにはそういう観点も入れて委託してほしいというようなことで質疑しています。町長について、この件だけお聞きします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先般、たしか工事請負費の絡みで同様な趣旨のご質問をちょうだいしたというふうに思うんですが、私としては地元で対応できる業務内容につきましては極力地元の方に力を発揮していただければというのが基本的な考え方でございます。ただ、今齋藤議員からお話がありましたように、業務の内容によりまして必ずしも地元の方の力をおかりすることの難しい内容も多々あるわけでございますので、その辺はご理解をいただきながらそれぞれの委託業務を執行していく必要があるのかなというふうに思いますし、あるいはなかなか業務委託の中身を、例えば金額が大きい中でできるだけ分散が可能なかどうか。なかなかその辺、内容的に分散するとすると短期間に一定の成果、あるいは資料を取りまとめたいただかなければならないというふうなことになりますと一定の限界もあるのかなというふうなことではございますが、いずれにしても極力地元の方のお力を得ながらやれるものはやれるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。最後にしますが、20ページ、例えば商工復興推進費の中で委託料で3,400万円強の金額が二つに項目ありますね。商工振興雇用促進関係と観光振興基本計画策定、これは全く外部委託したらこれは出てくる基礎資料としては出てくるんですが、そういう基礎資料の中にも地元の現状なり実情なりそういう人が入るといふか入ってくるとかそういう観点が私ほうと大事なのではないかと。ただ、外部の、例えば専門の業者にそのまますれば、それはワンパターンでいろいろな基礎資料調べて上がってきます。ただ、それが現状に地元で山元版みたいな形で上がってくるかというのがその分が少し不足するのが今までそういう委託の仕方の中で私は感じますので、今後のこれから会議わたる分についてはそういう点を考慮した委託を考えてほしいということです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど、私何か概括的なお話に終始してしまった嫌いがございましたけれども、例えば地元にもいろいろな有能な人材がおるわけではございます。同じ業務委託を、仮に外部にお願いするにしても地元の有能な人材を、例えば調査員というような形で活用していただくとか、いろいろな対応の仕方が個別具体には考えられますので、極力そういうふうな考え方を取り入れた業務の委託の発注というふうなことにも留意していききたいなというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

13番（後藤正幸君）はい、議長。どこから質問していいのかわかりませんが、2、3点質問いたします。最初、20ページの漁港施設復興推進費について担当課長にお伺いしますが、かさ上げ工事請負費366万円だけなんですけど、これは荷さばき所の周りだけを40センチメートル高くするというので、そこだけポンと高くなるのかどうか伺います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。予算附属資料の18ページをご覧いただきたいと思います。位置図を添付させていただいておりますが、こちらの赤く着色してあるところが荷さばき所の周囲ということになりますけど、今回の24年度の実施箇所はこの荷さばき所の南側とこの周辺ということになってございまして、今後25年度におきましてさらに全体、野積み場とか広くございまして全体もかさ上げしてまいります。

13番（後藤正幸君）はい、議長。課長、私質問した分だけ答えてください。質問しないところまでわかりにくくなるので、要するに今言った荷さばき所の南側もと今課長説明していますが、私この資料17ページを見ていますと、南側は陥没したところを埋め戻すとしか書いていないですよ。高くするとは書いていないですよ。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。内容の詳しいご説明をさせていただきます。荷さばき所周辺が1,500平方メートルのかさ上げとなります。荷さばき所の南側800平方メートルにつきましては、陥没しているところを同じ高さに埋め戻すという工法でございまして。

13番（後藤正幸君）はい、議長。その場合、今まで漁協の事務所建っていたところも高かったんですが、荷さばき所が高くなってあの通路の分だけは従来どおりの高さということに認識していいんですね。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。通路の部分につきましては、原形復旧の高さになります。

13番（後藤正幸君）はい、議長。続いて、こちらも担当課長にお伺いします。22ページ、土木費の都市計画費3目の都市計画復興推進費についてですが、委託料1億426万5,000円の内訳ですが、復興まちづくり協議会運営委託料が5,418万円、災害被災者のシステム構築にするのに5,000万円ほど予算とっているんですが、大きな金額だけ見えるんですが、中が見えないんです、中身が。要するに、全体的に言うとその復興まちづくり、要するに住民主体でまちづくりを考えたいという考え方をわかるんですが、具体的に言いますと、復興まちづくり協議会の運営は3か所ということで、新山下駅、宮城病院、新坂元駅と3か所なんですけど、そこにだけ何に使うかわからないんですが1,962万4,000円も予算あるんですよ。この明細が何かもっと大きな金額だけ入っていて何するんだか全然わからないので議会で金だけ承認してくれと言われてもなかなか難しいんです。これだけでないんです。その下には直接経費といって590万円、それから一般管理費等については予算額2,604万5,000円となっているんですけども、金額だけで何も書いていないんですよ。それをただ予算くれと言われても、もっと細かなもの、何かないんですか。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい、議長。議員のご質問にお答えします。詳細な資料ということであれば、つくり込みをしたようなものを準備することはできます。ただ、今回補正予算附属資料の29ページの方、今後藤議員もそちらの方を見られてご質問されたのかと思うんですけども、そちらの方をご覧いただければと思っております。

まず29ページの復興まちづくり協議会運営につきましては、年度内いっぱい工期を考えております。新山下駅、宮城病院周辺、それから新坂元駅周辺といったことで、ここにも記載されておりますとおり、おのおの地区で総会の開催を2回ほど予定しているというようなことです。それから総会に先立ちます個別の分科会、こういったものを計画しております、これを各地区ごと3回ほど行いたい。あとは協議会の中で検討していった内容等につきまして協議会ごとに新聞等の発行を行っていったり、情報の提供をその新聞の中で協議会のメンバー、それから町民に対しての周知をしていくというようなことを予定しているというようなことでございます。

その下の直接経費につきましては、協議会を運営するということになりますとかなり役場とその協議会との連絡体系とかを常時現地の方にいながらにして行っていく必要があるといったことで、今考えておりますのは山元の役場周辺に現地事務所を構えまして、その中で協議会を運営する人間を張りつけて、役場と協議会との橋渡しの仕事なども考えていきたい。あと、先ほど言いました総会であったり分科会、こういったものに関しては説明するための資料、それに関する印刷費、こういったものも必要になってございます。それから、先般15日、まちづくり協議会の説明会開催させていただきました、そのときにもちょっとお話をさせていただきましたが、まちづくりに詳しい有識者、こういった方たちを協議会の中にお呼びしまして今後の町のあり方というものをご検討していただくことを考えてございます。こういった方たちに対する謝金、そういったものもこの中では考えていきたいというふうに思っております。

一般管理費の予算額2,600万円ということですが、これにつきましてはこれらの作業をやられる方の人件費であったり、そういった部分に関する経費というようなことになります。そういった総体的なものを含めた形で予算といたしまして5,400万円ほどの経費を計上させていただいているというようなことでございますので、ご理解の方、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

13番（後藤正幸君）はい、議長。要するに、今説明受けたからわかるんですが、一般管理費等は2,600万円も予算組んでいて人件費と今言われたからわかるんですけども、この人件費というのはこの協議会で雇う職員を指すのか、役場で雇ってこの協議会に振り向けるのかどちらかお伺いします。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい、議長。こちらの一般管理費の人件費と申しますのは、委託をかける業者の方たち、その中で、要は支払われる給料であったり運営するための費用というようなことで解釈していただければと思っております。

13番（後藤正幸君）はい、議長。うんと簡単に言うんですけども、私の頭の中だとなかなか整理できない。人をここに何人来てどの何をするのか全然わからない。説明入っていないんだから。一般管理費と2,600万円としかなくてないんだから、もう少し議員に対してわかりやすく説明してほしいな。優しさ。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい、議長。申しわけありません。本日の補正予算の附属資料につきましては、議員おっしゃいますようにちょっと中身的に理解難しい資料の作り込みになっておりました。今後説明書つくるときにはそういったどれぐらいの人員がこちらの中に入って、あと私先ほど人件費だか特化して言いましたけれども、こちらに現地事務所を維持するというので、こちらに事務所を建てた際にそこに係ります通信費であ

ったり光熱費であったり、そういった部分もこの中には含まれております。次の予算説明資料につきましては、そういった部分もよくわかるような形で作り込みさせていただいて、お見せできるように考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

13番（後藤正幸君）はい、議長。今回は認めてくれ、この次からもう少しやさしいわかりやすい資料を出すからという部分はわかりました。

それから、この住民主体のまちづくり検討会、これは大変結構なことだと思いますが、町でもまちづくりというのを職員を中心にといたらいいか町長を中心に一生懸命今考えて議会に諮ったり何かしているんですよね。それとこの住民主体の協議会等のギャップが出たときは、要するにどの程度のところで何回キャッチボールしながらここをうまく両輪にして運ぼうとしているのか、もう少し見えるように、基本的な分は町で考えたのは動かないんでしょう、まちづくり。どうなんですか。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい、議長。今回考えていますまちづくり協議会につきましては、基本的には協議会、要は町民の皆様の方の代表を中心にしまして住民の方を中心にしていろいろなご意見を出していただきたいというふうに考えております。今後藤議員おっしゃられますように、今まちづくり行っています事業の制度上であったり、ある程度町の方で先行して骨格的な部分をつくっていかねばならない部分というのもございます。できる部分・できない部分というのは確かにあるんですけども、今回考えておりますのは、例えば道路配置の計画であったり、それからコミュニティ、一番こちらの重きを置かなければならないのかなというふうに思っておるんですけども、今まで被災されて移ってこられる住民の方々のこれまでのコミュニティをどのように新しい市街地の方で形成していくのか、そういった部分を皆さんの方でご相談していただくといったことですか、あとは町並みとか景観の形成、例えば新しい市街地には生け垣を皆さんの家で建てて設けていきたいと思いますとか、あとは公共施設の仕様、集会所をどのようにつくりましょうとか、公園にはどういった遊具をつくりましょう、どういった大きさの公園が必要ですよ、そういった部分についてはある程度計画の中に反映させていけるものだというふうに思っておりますので、極力これからも参加の方を少し皆様の方に求めながらよりよい協議会になるようにということで進めていきたいというふうに思っております。

13番（後藤正幸君）はい、議長。今の説明でおおむね方向性は見えたんですが、いずれにしても被災した方々が集約した意見ですので、町も極力それを中心にしてよりよい町に反映してほしいなと思います。

それから後半の5,000万円の分についてまた伺います。次のページにあります、30ページにありますことは私の一番不得意とする分野書いてあるんですが、要するに電算機のことなんですよ。要するに、基盤データの整備に340万円、主題データの整備に550万円、システム導入等に720万円などと書いてあるだけで、どういうことをするのか全然わからないんですよ。その下になどはそれらの諸経費等といって3,100万円、あと消費税とかを含めて5,000万円もあるんですが、何か見えないんですが、どういうことをやろうとしているのかももう少しわかりやすくお願いします。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい、議長。それでは、事業概要のところをちょっとご覧いただきたいと思うんですが、今回の復興基盤データベース構築事業につきましては、防災集



団移転事業などによる移転、それから公営住宅への入居希望者の必要規模の把握であったり、あとはことしの1月、2月、それから先般7月に個別面談等によりいろいろとどういった希望があるのかといった部分をお聞きしたところでございます。こういった情報であったり、データ、こういったものを一元管理するシステムをまずは構築したいというのが今回の事業の内容でございます。

先ほど後藤議員の方からおっしゃられました補正内容という一番下の丸なんですけれども、ここで積算の根拠というのが書いてございます。①の基盤データの整備というものにつきましては、まずは背景地図データ、これは要はゼンリンとかああいった地図のデータであったり地形図、そういったところに家屋をはめ込んでいってどこの家屋がどれぐらいの被災程度だったのかとか、あとは流出した家屋はどこだったのかといったものをその中にプロットしていくというようなデータの整備というようなこととなります。あわせて、個別面談などで情報を収集いたしました世帯であったり住民データ、どういった人が住んでいたのかといったところもその中で一目でわかるようなそういうデータの構築をしていくというのがこの①番でございます。

それから②番の主題データの整備ということで、土地利用の計画のデータ……。

(「いいよ、書いてあるのをただ読むだけだったら読めるから大丈夫。書いてあるのをただ読むだけだから」の声あり)

わかりました。ではちょっと大事なところだけ。②番であれば被災現況の調査データといったことで、先ほど言った被災家屋の状況であったり住まいに係る意向データというのはどちらに、例えば山下の新市街地に飛びたいですかとか、あとは坂元の公営住宅に飛びたいです、それから町外に移転を希望します、そういったことがこの地図データでわかるというような中身のデータの整理。それから③のシステム導入費、これは単純に機器費でございます。パソコンであったり、それを保存しておくサーバーであったり、そういった部分を導入するための費用というようなことで、それをシステムを全体的にメンテナンスして、要はトータルでコーディネートといいますか構築をするといったのがこの諸経費の部分でありまして、この中には技術系費用、それから電算の使用料、そういった部分の経費が含まれてございます。

以上、合計いたしまして約5,000万円の事業費が見込まれるというようなことで計上させていただいているというようなことです。よろしく願いたします。

13番(後藤正幸君)はい、議長。おおむねきょうの新聞に概略書いてあるので、それを読むと大体わかるんですが、わかりにくいところを2、3質問いたしました。

もう一つだけ伺っておきたいのは、この協議会に学識経験者とかアドバイザーを派遣したりして協力すると書いてあるんですが、その学識経験者とかアドバイザーというのはどんなレベルのどの方向からいらっしゃるのか、お伺いします。要するに、山元町をよく知っている人かどうかということを知りたいんです。

震災復興企画課長(鈴木光晴君)はい、議長。アドバイザーというのは、今考えておりますのは、例えば大学の先生であったり、あとはまちづくりをするためのコーディネートを今まで数多く経験されているそういった人物を想定しております。逆にこれからの町をどういうふうにつくり込んでいくのかというのは、住民の皆様の意見が一番大事だというのは思っておりますので、その住民の意見をいかに吸い上げるかといったところをコーディネートしていただくのがその有識者の方たちというふうなことで解釈していただければ

と思っております。

13番（後藤正幸君）はい、議長。いずれにしても、1億円のお金を使ってこの協議会を設立するんですから、町でも十分この協議会の意見を聞いて反映してよりよい山元町になるよう希望して質問を終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい、議長。東日本大震災アンケート調査課題検証業務を12月ことしいっぱいかけて行う。その集計結果に基づいて課題を洗い出し検証を行う。これは明年の3月までとこのようになっております。金額は920万円でございますけれども、今回これの事業概要を読みますと、初動体制等を振り返り課題を洗い出し検証を行うとなっておりますけれども、これは今後の防災震災に対して防災対策に役立たせる内容になるものなのかどうか。まず1点、伺います。

危機管理室班長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。まずアンケートと、そしてアンケートの結果に基づいての検証と大きく2本立てにしておりますが、まずそのアンケートにつきましては山元町の町民の方、あるいはかかわりのある方を対象にするということで、まずそこで地元とのかかわりある情報をいただきます。その中で何ができて、そして何ができなかったのかというのを洗い出します。こちらについて、できなかった部分についてどうしていけばできるのかというふうなことを今度は考えていくというふうなことです。具体的な形といたしましては、来年度以降に進めてまいります山元町の地域防災計画の見直し、あるいは各種初動対応等のマニュアルなども計画的に整備していくことによってより防災力の強いまちづくりに役立てるというふうな目的で今回業務委託を行うものです。

8番（佐藤智之君）はい、議長。今の回答いただいた。私もその後に今回答いただいた内容を質問しようと思ったんですけども、先に回答をいただいたものですから。それで、補正内訳のアンケート調査及び集計の中に対象者、ここに明示されております。社会福祉協議会などとなっておりますけれども、私の思いからするとできれば学校教育現場、あるいは福祉現場、特に今回残念ながら海岸に近いところで大きな被害のこうむったところもございましたけれども、それから住所を移さずに町外・県外に移られている方、そういった方々も対象にすべきであると思っておりますけれども、その辺、いかがですか。

危機管理室班長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。今議員おっしゃられたように、住所が山元町にあつていろいろな事情があつて町外、あるいは県外に住まわれている方、そうした方も極力大事な情報としていただくような取り組みを進めていきたいと考えています。対象についてなんですけれども、大きく分けると二つ考えています。まず一つは、全世帯を対象とするものです。山元町は8月末現在で約4,800世帯ございますので、そちらの世帯皆様にアンケートが実施できればと考えています。あともう一つは各種団体ということで、各種団体につきましてはおおむね100団体まで広げましてアンケート調査を実施していきたいというふうに考えています。

その100団体の内訳なんですけど、今山元町の地域防災計画の中にある関係機関を約30団体ほど拾っておりますが、それに加えて今山元町で業務を遂行する上でいろいろつながりのある各種団体、そこで約60団体を拾います。その60団体の中には、今議員さんおっしゃられた社会福祉協議会であるとかそういったところを含んでおります。残りの10から20団体につきましては、今回の災害でいろいろな方から支援をい

ただいている。そういうふうな支援をいただいた方の目からいろいろな貴重な情報をいただきながら今回のアンケートの集計をして、それで課題、検証を進めてまいりたいというふうに考えております。以上になります。

8番（佐藤智之君）はい、議長。今いろいろ回答いただきました。今後の、先ほども回答の中にありましたように、今後の防災対策、初動対策、そういったもろもろの有意義な資料になるようこれには特段の力を入れてしっかりと取り組んでいただきたい。これは要望して終わります。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。15ページの2款総務費2項徴税費の23節償還金利子及び割引料の中の600万円の宮城過誤納付等返還金ということ書いてありますが、これは間違っていて追加というか余分に徴収をした、これの返還金ということで理解していいのかわかるか。この件の中身について説明いただきたい。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。600万円についてでございますが、賦課期日23年6月の段階で震災分の減免額がまだ未確定だったものも特別徴収義務者の方に納付しておきまして、後で更正をさせていただきますという通知を出しておりましたが、その更正前の分で全部納めていただいた方々の分が発生したことによってこの還付金が出ております。以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。この総務費ということになると、私も本当はこれは税務課か会計課の分野かなと思ったんですが、これはなぜ総務費というところに入っているんでしょうか。ちょっと基本的なことで申しわけないんですが。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。この予算書の款項目につきましては、地方自治法上、施行令等々、規則等で定められているというところで、徴税総務費については総務費に入っているというご理解をいただければと思います。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。国の指導ということであれなんですが、徴収は税務課に入るわけですね。誤って返還の場合は今度総務の方に入るというそんなことなんですか。この統計上。そういうことはないわけでしょう。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。基本的に総務費で歳出予算をしておりますので、基本的には歳入としても総務費の方で入るとご理解いただければ。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。誤って返還という、これは今回震災だからこういうことごとたというかあったのか、例年こういうことが発生しているのかどうかちょっとお伺いします。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。通常でありますと、この過誤納付金につきましては大体法人税の還付が主になっております。というのは、法人税につきましては中間納付がありますので、それで確定になりまして還付が発生する。ただし、ことしにつきましては、先ほど申しましたように昨年還付事務がどうしてもそこまで間に合わなかったということから、今回その分先食いしてしまいましたものですから、今後発生しようとする法人税分の還付金に充てるため、当初予算額を同じく補正させていただくものでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。了解しました。終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。児童福祉費についてお伺いいたします。先ほども出ましたが、保育所整備基礎調査業務委託料についてお伺いいたします。この件につきましてはいろいろ

いろ説明を受けましてそういった調査をするということなんですが、この保育所についての町の方針というのはどうなっているのか。それから方針は当然もうあると思うんですが、それとの関係でこの委託というのがどういうふうになっているのかお伺いいたします。どういう関係になっているのかお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。保育所につきましては、いろいろ被災したりなんかしてございまして、全体の中で新たな保育所、山元町全体の保育というふうなものを今後考える中で施設整備の方も行っていきたいというふうに思っております。

それとその委託料との関係でございますけれども、この委託につきましては新たな保育所等を整備するに当たりまして、何度も説明しておりますけれども、基礎調査等を行っていくというふうな関係でございますので、その基礎の部分、データ収集という関係でございますので、それをもとに今後町の方の方向づけをしていくというようなことになってまいります。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。町の方針を進めていく上で必要な基礎調査というふうに受け止めていいのかどうか。あるいは町の方針を……、そういうことでお伺いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。附属説明書の方にもその補正の理由、8ページです、書いてございますけれども、保育所の規模でありますとかサービスの機能とか、あとそこには書いてございせんが保護者を含めたアンケート的なそういったことなども聞いておきたいというふうになります。どういった保育所をつくるかそういった意味ではないんです。それは予算書の方に今度移りますけれども、実はこの委託料のほかに報酬ということで児童福祉施設運営審議会の委員の報酬などを増額させていただいているんですけれども、そのデータを活用してこういった審議会などに上げていきまして、その方向づけにつきましては考えていきたいというふうに思っております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。新市街地、とりわけ山下、新山下駅周辺の市街地、その中に保育所のための用地が何か設定されていたように見たことがあるんですが、あれも何回かわっているのかということもあるんだけれども、その辺との関係はどうなのか。もうそこに既に町の方針としては決まった話なのかどうか、確認します。あっちの方もその後いろいろかわるのかどうかということもあるんでしょうけれども、その辺についてお伺いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。新市街地についての公共用地というふうなものでは保育所等というようなことでいろいろ資料の方も出てございますけれども、そういった中では当然公共施設としてその中に入っていく有力な施設であるというふうに認識してございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。まだ予定、計画という段階だと思うんですが、その辺の関係は実施というかする担当課とそっちの連絡連携というのは当然なされている上でのこういう話だと思うんですが、非常にこれは重要な、山元町にとっても課題の一つとなっていると受け止めております。そういう意味では、こうした事業を進めていく上で当然出てくる話なんですが、町民の声、意見等々の反映をしながら進めていくべきだというふうに考えているわけですが、その辺はどのように受け止めているかお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。議員おっしゃるとおりに、町民の意見を聞きつつ事業等を詰めていきたいというふうに思っております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。はい、わかりました。

次に11款災害復旧費の公共土木関係ですね。一番最後、24ページ。公共土木単独災害復旧費の中で先ほどの測量設計業務工事請負費等々について、梅ヶ丘団地の町道認定外路線の災害復旧という説明があったんですが、町道に認定されていない町管理の路線についてはどのぐらいあるのかと、あわせてこの町道に認定されていない道路に対しては交付税の対象になっているのかどうかお伺いいたします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。道路に認定されていない路線というご質問でございますが、現在詳細な数字は持ち合わせておりません。旧赤線、あるいは農道等認定外のもの相当数あります。そういう中で、今回は被災者団地ということでこちらの復旧箇所を提案した次第でございます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。町道認定されていない町管理路線の道路の交付税措置につきましては、基本的には町道認定されているものが単位費用等々の決算積算に入るところで、認定されていなければ普通交付税には反映されないとご理解いただければと思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、認定されていない路線はどれほどあるのかということを確認したわけですが、赤線青線については理解できるんですが、今回の梅ヶ丘団地というのは生活道路として日常使われている道路だから多分に認定されていなくても対応したんだと思うんです。赤線青線についてはそれが生活的にどのぐらい支障があるかどうかというようなことであって、赤線青線については地方交付税の対象にも、赤線はなっているんだよね。そういうことから、ですから、それ以外の先ほどの説明ではなく以外の本当の生活路線として使われている町道と言いますか道路、町管理の道路というのがどのぐらいあるのか。何千何百何メートルのところまでは要求しませんから、大体まだこのぐらい残っているということを取りあえず確認します。

副町長（成田隆一君）はい、議長。遠藤議員のご質問にお答えさせていただきます。道路は道路法の道路であれば当然町が町道として管理しますけれども、開発で生み出した道路に関しましては共有しながら持っておりまして、もう一方では道路法に4メートル以上とかその基準に合致していない中でも、実は公道として利用されている道路がございますので、これを個人で維持管理するというのは大変というふうなことでございますので、町の方ではまだ詳しい数量は押さえてございませんけれども、そういうところは見なし道路というふうなことでできるだけ公道に準じた形で取り扱うようにしてございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺はわかるんですけども、これはあとそれをどうせ町管理しているんだったら当然認定して町道として認定して交付税の対象にすべきかと思うんですが、その辺、あのせいぜい100メートル200メートルぐらいだったらいいのかなというふうにも思いますが、それが何百メートル、何千メートルというふうな状況に今もあるならばいずれにしても今のようなお話のように税金を払っている、そこは認定されていなくても何かあったときには対策対応は当然町としてはとらなければならないというふうになったときには格上げといいますか認定すべきではないかというふうに思う。そして、もしそうでなければ冷たい話になりますがそれはあなたたちの勝手という話になるわけです。だから、町管理というのは何で町管理にしているかという町の責任としてそこも管理しなければならないということで管理していると思うんですけども、多ければこれは何らかの対応対策はとらなければならないのではないのということから私聞いているんですが、なお、その路線の延長といいますかについては確認

できませんか。確認できませんかというか大体でいいんだ。

副町長（成田隆一君）はい、議長。大体の数字も少し調査させていただき時間をいただきまして、後日報告というふうなことでお許しいただければと。今の税処置でもございますけれども、余りにも量が多いと町の財政負担ということになりますので、それからあとその戸数にもよります、ほとんどが建築確認で4メートル必要なものを4メートル不足しているところを本来であれば4メートルきちっととらなければいけませんけれども、いろいろなそれぞれの諸般の事情がございまして、そこに足りないところに関しては正式な道路とできないというふうなことで、見なし道路としている経緯がございまして、その辺のまた数量と場所につきましては調査させていただきたいと思っております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。こういった大きな事故というか災害等が起きなければまだこういう状況で対応、今のやり方で対応できるのかなというふうにも思いますが、今後何が起るかわからないというときに、その辺しっかりと管理というか調べて調査してそしてそれにあうような対応を図られるべきだということを求めまして、終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。24ページの今同僚議員が質問した部分の下の災害復旧費の2公共土木施設補助災害復旧費、この関係の補正でございます。これについては先ほどの説明では11の1日はこれ違うのかな。上の分かな。寺前住宅の関係です。附属資料で40ページ、11款1項1目、これ先ほど説明の中で寺前住宅の北側ののり面の崩壊の箇所への復旧工事とそういう形の予算計上だというお話でございました。これは予算で前の多分23年度の関係で繰り越しや何かで実際にその箇所の近くを工事はしたということで説明はあったんですけども、その時点で今回の低気圧の影響をそういった受ける可能性があるという部分で隣接しているのだから全体の災害査定を受ける中できちっと調査しておられたのかどうか、ちょっと具体的に。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。被災箇所補助債となる場所は町内全町的に調査をしております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。町内は多分いろいろ見て災害査定を受ける中で災害箇所についてしたと思う。この部分に関してはどうなのか。具体的に今の話だと調査をしたということですけども、ただ、隣接でこういう形で大きな被害を受けていくと本来であるとそこの時点でちょっと広く23年度分で災害査定を受けて、そこで工事ができればこういった形でまだ大きくのり面崩壊することがなかったのかなと思うんですけども、その辺はどうだったのか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。こちら、被災した箇所につきましては23年度に査定を受けた箇所と近接しておりますが、24年に入りましての大型低気圧による雨の影響で崩土があった箇所となります。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。資料にそういうふう書いてあるので、ただ、そういう形であっても前に一応補充で災害査定を受けたときにその辺の周辺の部分、崩壊するような恐れがあったのではないかとということで思うわけですけども、その辺の調査がされていたのかどうか。あるいはされていたのであれば非常に隣の部分などは崩壊しやすいところなんですよ。先ほどお話の中でまちづくり課長からほかの部分についても震災の関係の一応災害査定を受ける中で隣接も十分調査しながらやったと思うんですけども、あと、その隣接が災害なりあるいは大雨で被害が受けられないような形でのきちっとしたその

当時の対応も必要だと思うんですね。その辺について、これから十分な災害査定受ける中で今回の工事の中で具体的にまた隣接に発生するという事はないと思うんですけども、その辺についてはどうなのか。寺前の団地のところですから住宅もそばにあるということで非常に危険な部分はあると思うので、その辺についてきちっと調査なさったのかどうか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。お答え申し上げます。補助債によります災害査定を受け、地震災の方は復旧を完了しておったのですが、こちらの箇所は大雨による被災ということで箇所が異なりますのでそういった箇所につきましては今回補正をさせていただいておるところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。先ほど来の質疑の中でわかったと思う。地震で被害を受けたというのはそれはそれで直してもらっていたんですけども、ただ、実際に今回の場合は大雨によるという形であっても地震で少し地盤が緩んだりして隣接ですからそういった影響がなかったのかどうか。あるいはこの地域だけでなく結構隣接でのり面が崩壊したりしている部分が災害工事終わってからあるんですよ。そういったことを十分に調査、あるいはせっかくの補助債でやる場合に応急的な箇所だけでなくちょっと広目に災害査定を受けながら補助でやれるような形になれば私はいいと思うので、その辺についてお聞きしているのです。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。災害査定要件に合致したところにつきましては、本申請を行っておりますので、隣接した箇所ですという部分が地震災により発生していたところはこの本申請のときにごさいませんでしたので、今後隣接した場所でそういうことが起こるような現場を十分にくまなく調査をした上で災害復旧の申請とか進めてまいりたいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。岩佐議員のご質問にちょっと答えさせていただきます。災害復旧に関しましては原形復旧が原則でございます。しかし、我々行政としてはその周辺も同時に施工をするというのが基本原則でございます。今回におきましてもそのような配慮をしておりましたが、造波ということは大雨のための災害ということで状況が違っておりますので、その辺はご理解を賜りたいとかように思います。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、14ページ。7目の情報管理費、これは先ほど企画財政課長の方から基幹系のシステムのクラウド化の業務と。内容についてはないんですけども、この財源の内訳を見ると一般財源で一応対応して7,669万6,000円、これについて今までだと復興事業とか震災関連の事業でおやりになっていた。ただ、これはあと交付税措置されるということで考えていいのかどうか。その辺についてだけお答えいただきたい。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。こちらにつきましては補助金が3,400万円ほど入ります。その補助裏に震災復興特別交付税ということで約7,000万円ほど入るところで考えてございますので、1台の分につきましては基本的には震災復興特別交付税とご理解いただけたらと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、13ページの土木費の町債の関係ですけれども、840万円の補正が出ております。これにつきましては今まで災害の住宅の建設の事業の関係、全部復興交付金関係の事業の財源で賄うという形で我々ずっと説明は受けていたんですけども、きょう説明の中では駐車場の分は町債でという形だったんですけど

も、関連して例えば町債だけでなく町負担分も少しずつ出てくるということで考えていいかどうか。これから災害公営住宅、大きく一応財源が出てくるのでその辺についてちょっとお答えいただければと思います。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。今ご指摘いただきました公営住宅建築事業費につきましては、当初予算の段階で駐車場以外の造成工事の部分につきましても公営住宅債3億2,500万円ほど充当してございます。今回はその以外の駐車場の分についても補助、いわゆる震災復興交付金の補助裏については震災復興特交ではなく町債を打つべきだという市町村課の指導があったということで、推理するならば公営住宅建築事業費に関しては震災復興交付金の裏につきましては全て町債、町の起債で賄いなさいという指導があったというご理解をいただければと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。裏でそういうことですから、あと、町の負担というのは結局ないという形で考えていいんですね。それでもないんだ。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。この公営住宅債というのは、通常の地方債でございまして後年度の交付税措置というのが見込まれる起債がございまして。一般公共ですとか、そういうものがあるんですが、公営住宅債というのは料金収入で後年度の負担を賄いなさいという基本的な考え方があるものですから、後年度の交付税措置がないというところでその分に関しますと基本的には町の負担として料金収入で賄いながら償還をしなければならないという状況でございまして。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。災害公営住宅の建設事業前提であっても、こういう形で町債で出た分については町の起債という形で借金をして返済するという形になるということで、全体の財政の額が大きくなればなるほど町の負担も大きくなるという形で捉えていいんですね。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。事業費が大きくなれば、当然起債の額も大きくなるというところでございまして。ただ、現時点での今の制度でございまして、今後災害公営住宅の裏について交付税措置がなされるように総務省の方にも要望したいと考えてございまして。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ぜひ町長に今度最後に今財政課長からお話あったようにこういう形で災害公営住宅事業費も膨大になっていくとそういうことですので、こういう形で町債という形で額がふえればふえるほど町債で積み重ねていくようになると、大変な町の後世への負担という形につながっていくと思うので、ぜひ国の方に交付税措置の形で国の方にお話をしてそういった形で被災地の災害公営住宅建設、そういった部分、あるいはこれからの後世の財源負担が軽減される形での国への資源をよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、その辺で町長から答弁いただきます。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の震災で我が町のみならず被災地では同様に公営住宅の数が一定数どうしても増加するというふうな部分があるわけですので、そういう被災町村と共同歩調をとりながらそれぞれの被災地の将来的な財政負担にならないような交付税措置を改めて要望をしてまいりたいというふうに考えております。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議 長（阿部 均君）これで質疑を終わります。



議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第80号平成24年度山元町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は4時57分といたします。

午後 4時47分 休憩

---

午後 4時57分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

日程第17. 議案第81号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長高橋寿久君。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。それでは、議案第81号平成24年度山元町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。定例議会配布資料No.10をまずはご覧いただければと思います。

今回の第7号予算につきましては、土木費の災害公営住宅建築事業費におきまして坂元地区の災害公営住宅に係ります造成工事の実施設設計が固まったことに伴いまして、事業費の組み替え措置及び災害公営住宅の上水道加入に要する経費を追加するものでございます。坂元地区の災害公営住宅建築事業につきましては、以前から建築場所、事業費等に関して皆様からさまざまなご意見をちょうだいしていたところでございます。今回の工法の一部見直し等によります事業費の圧縮を含めまして、継続して詳細な説明をしていたところではありますが、新市街地予定地の坂元川北側につきましては今後のまちづくりを考えた際に必要となる住宅整備であり、また一部用地買収をしているところでもあります。このため、引き続き国庫補助事業による整備箇所として取り組んでまいりたいと考えております。議会のご理解をいただきまして、当該事業を実施していくためには十分な審議時間が必要と考えられ、さらに丁寧な説明も必要だと考えられたことから議案80号と切り離して今回提案させていただいたものでございます。

それでは、議案の詳細につきましては議案81号及び今の概要のめくっていただいた附属説明書をご覧いただければと思います。附属説明書は1ページになるかと思っております。議案81号でございます。

平成24年度山元町一般会計補正予算（第7号）、今回の補正規模は歳入歳出それぞれに161万7,000を追加いたしまして、総額を489億3,062万6,000円とするものでございます。

議案書につきましては6ページ、歳出からご説明いたします。附属資料につきましては1ページをご覧いただければと思います。8款土木費4項住宅費3目公営住宅建築事業費でございます。補正予算附属資料説明書をご覧いただければと思いますが、まず委託料につきましては、2億60万円ほど減額してございます。こちらは山下地区の住宅建築工事の委託料につきましては、県との開発協議におきまして造成地内に暫定的な調整池が必要となったことから15戸分の戸数を減ずるところで90戸から75戸にしたことによりまして2億3,160万円の減ということで、委託料はこちらは減となっております。また一方、坂元地区の住宅建築工事委託料につきましては造成場所が変更となりました。新たに住宅の配置計画を行った結果、2戸増となったということから20戸から22戸にかわったというところで、3,100万円のこちらは増額ということで、先ほどの2億3,160万円のマイナスと相殺いたしまして委託料は2億60万円の減ということで、委託料を減するものでございます。

続きまして、工事請負費でございます。1億9,400万円を計上してございます。こちらにつきましては坂元地区の土地造成工事請負費につきましては造成場所の変更によりまして地質調査を行ったところ、地盤改良が必要となったというところで地盤改良によりまして1億9,400万円ほど増額になったというところで、こちら委託料から工事請負費に振りかえるという予算措置をするものでございます。

続きまして、19節負担金でございます。補助及び交付金でございます。161万7,000円を計上してございます。これは建築に当たりまして必要な上水道の加入金を計上するものでございます。坂元地区の水道加入金といたしまして公営住宅22戸分、138万6,000円、集会所1棟分23万1,000円となっております。

最後、22節の報償費補償費でございます。660万円ほど計上してございます。こちらは造成設計の結果、既設の電柱が支障となるということになりまして、移設を行うための経費でございます。坂元地区の電柱移転補償費といたしまして電力柱が4本、N T T柱が4本、660万円の額ということになってございます。なお、おめくりいただきますと3ページには土地利用計画平面図、こちらは山下地区の方でございます。整備戸数が当初90戸だったものが75戸にかわったということで2億3,160万円減するということで、黄色い部分が宅地ということになってございます。またおめくりいただきまして4ページでございます。4ページは坂元地区の工事の概要でございます。委託料としましては整備戸数、当初20戸から22戸にふやしたことによりまして3,100万円ほど委託料を増額してございます。また、電柱の物件補償費としまして66万円でございます。図で申しますと赤いポツが電力柱、青いポツがN T T柱ということになってございます。

以上が歳出でございまして、歳入は議案書の5ページをご覧いただければと思います。こちらにつきましては18款の繰入金第2項の基金繰入金第1目の基金繰入金財政調整基金繰入金といたしまして基金を取り崩しまして161万7,000円を充当しまして工事をとり行うというような概要となっております。

以上が議案第81号の概要となっております。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

12番（佐山富崇君）はい、議長。説明が上手で臨時会に否決した議案とは一言も言わない。あの内容がこれに入っているということは間違いないのかどうかだけまず確認をします。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。こちらにつきましては、8月の臨時会で一旦議会の方で議決をいただけなかった分の工事箇所でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。上手ですね。それでは、8月の臨時会で質疑漏れといいますか私きちっと質疑できなかった分だけについて端的に正確にお答えいただくように質疑しますので、そのようにお答えください。時間もたっていますので端的に、正確にだけで結構です。

あの場所の上に農協の営農センターとガソリンスタンドというんですがあったと思うんです。あそこは6号線ですよ。6号線あのはあの津波は幾ら高さで越流してきたんですか、正確にお願いします。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい、議長。どのぐらいの高さで越してきたかというのがちょっと明確にはわからないんですが、今手元にある資料でお話しさせていただきますと、震災直後の津波高さのマップという現況の浸水シーンをプロットした図面がございます。そちらの方から浸水深さを申し上げます。6号線の上流部、坂元川の6号線の西側、上流部につきましては地盤高が5メートル、それから浸水高が6.9メートルというようなデータがございます。浸水深にしまして1.9メートルというようなデータとしては残っているところがございます。以上です。

12番（佐山富崇君）はい、議長。改めてお伺いします。越流高はどれぐらいですか。あのガソリンスタンド並びに営農センターには上にアングルがありますね。わかっている人はわかっていると思うんですが、あれにごみがかかっていたというんですよ。目撃した人は。あれは6号線より幾ら幾ら高いでしょうね。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい、議長。越流高というお話なんですけれども、今回私手元に持っているデータにつきましては、あくまでも津波の浸水痕から拾っている浸水高のデータということになります。佐山議員おっしゃいますように、営農センターの隣の屋根といいますかちょっと三角の、現地の方にお伺いした際にそのようなお話、ほかの議員さんからもお話を受けたところではございます。ただ、そこまでちょっと実際にその際に上がったのかどうなのかというのはちょっと私どもの方では実際確認していないというようなことで、あくまでも今回どこまで浸水としての痕跡があったかというデータに基づいての話であれば今手元の資料として1.9メートルの浸水深であるというふうなご理解をいただければと思っております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ですから、私は越流高は幾らかというのを聞いているので、別なデータ持ってきて答えてください。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい、議長。越流高につきましては、ちょっと場所によっての状況などによってもかわるとは思っております。正直申しまして、今現在その越流高を各地点において把握しているようなデータはございませんというのが正直なところです。

12番（佐山富崇君）はい、議長。つまりは越流高はどのようなデータにもないのでわからないとこういうふうなお答えと受け止めました。それでは、角度をかえてお伺いします。営農センター、ガソリンスタンド、あれはどこまで水につかりました。水につかったという話。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい、議長。申しわけございません。今現在手元にはその数値が

わかるデータはございません。

12番（佐山富崇君）はい、議長。わかる資料を持ってきてお答えいただきたく思います。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい、議長。データのあるなしも含めて確認の時間をいただければと思います。よろしく申し上げます。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。

午後 5時10分 休憩

---

午後 5時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい、議長。先ほどのご質問にお答えいたします。当時のガソリンスタンドと営農センターの近辺の方のご証言をもとにお話しさせていただきますと、床面から1メートル弱、80センチメートルから90センチメートルほどの浸水深ではなかったかというようなお話がまず一つありました。今手元に震災直後と思われる写真が1枚ございます。こちらを確認したところ、スタンドの給油機などの痕跡から見てもおっしゃっている方の言っていることは間違いはないようで、恐らく1メートルまでない程度の浸水深ではないかというようなことは確認できるとしております。以上です。

12番（佐山富崇君）はい、議長。6号線の高さから今問題となっている土地の高さは何メートルありますか。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい、議長。図面上からの単点での高さの設定で申しわけないんですけども、6号の高さが約6メートル程度、それから今回第1期分として公営住宅を建設を予定していた土地につきましては約4メートル弱ということで、2メートル程度の高低差があるというふうに考えられます。以上です。

12番（佐山富崇君）はい、議長。つまりは先ほど言いますと1.9ではなく2.9あるとこういうふうに理解していいわけですね。水深はね。あその場所。わかりました。質疑を終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

4番（菊地八朗君）はい、議長。私は前回の臨時議会において震災者、被災者、津波被災地で受けた方々の安全が担保されないうちは被災した住民、仮設住宅の町民が本当に心のケア、そういう面で68号で前回取り下げさせていただいたということは本当にまだここは危険だよという理解をもらったものと思っていたんですが、再度ここで81号議案を提案することは同じときに同じに80号で仮設住宅があちらに20棟いった。まず仮設住宅、災害公営住宅の増設はもう不要でしょう。ここには何を、ではここにどのような担保を安全の町民の安全の担保をして再度ここがどのようなことをするのか。そして町民の安全の担保にどのようなことをして、私はこの土地は今後の市街地形成においても必要だから安全が担保されたら必要な土地ですよと将来に向けてそれはそうですね。その後にして何らかの安全の担保をとってから使うべきだと今この現時点において何か進んだものあるか。海岸堤防ができたわけではない。前回も言いましたけれども、県道のかさ上げなったわけではない。何の担保もない、今同僚議員も言いましたけれども、5メートルの国道を越す、そして越したらバタッと水落ちたらあの状況みて、だからここ

をどこまでも有してはあの災害時点のときに今写真があるということで、あのとき車あそこに何台流されて被災して町民があそこで何人の方が被災したかわかりますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回のこの坂元川の北側での災害公営住宅の建設の関係につきましては、基本的にはいろいろご心配、ご指摘していただいている分あるわけですが、私どもといたしましてもそういう問題提起も真摯に受け止めながら、できるだけ不安なり心配のない形での対応はどのような形でお示しをできるのか。それを考え、またご説明をさせていただく上でもぜひ十分なお時間をちょうだいできればというのが基本的な考え方でございます。

菊地議員の方からは先般も一定の条件のもとでの土地利用的なご提案をちょうだいをしたところでございますが、確かに安全安心の確保というようなことでは、現段階ではまだ多重防御の機能が発揮できるような状況でもないというふうな部分も、これも一つあるわけでございますけれども、そういうふうな点につきましては町といたしましても多重防御施設の早期完成というふうなことが一つあるわけでございます。例えば、今国土交通省仙台河川国道事務所の方で一線堤になる海岸堤防、これの整備を精力的に進めていただいておりますけれども、相当な予算が投入をされておるところでございます。全体としての完成の時期というのは議案の方にも以前ご説明があるとおり、27年度というのが全体的な全区間での完成の時期かなというふうに見込んでおるわけでございますけれども、今進めていただいている、特にこの坂元地区に直接影響のある中浜工区、これにつきましては一定の早期完成が期待できるのではないかとというふうに思いますし、あるいはこれまでご提案いただきました県道の二線堤、そしてまた戸花山から瀧の山にかけての農道の多重防御機能、さらには復興計画の中にも盛り込まれておるわけでございますけれども、国道6号のかさ上げというふうな問題もあるわけでございます。これについても浸水対策なども視野に入れながら、できるだけ前倒しでの整備を今国交省の方にお願しつつあるというふうなことでございますので、そういうふうなものも期待しながら安全安心の確保というふうなものをぜひ実現をしていきたい。

それから一方におきまして具体の土地を活用した公営住宅の建設、これは今お示ししていますのは2戸1棟タイプというふうなことで、平屋タイプといえますかそういう状況でございます。先ほども佐山議員さんの方からいろいろ具体の津波の浸水深の関係もございましたけれども、例えば……。

議 長（阿部 均君）町長、質問の中にあの近辺での被災状況、それから何人ぐらい亡くなったかというような趣旨の質問がございます。その辺の認識をちょっとお答え願いたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。例えば1階が駐車場、そして2階、3階が共同住宅、集合住宅というふうな、例えばそんな案などもどうなのかなというふうなこともちょっと考えているところでございますし、そういうふうなものを含めまして我々にも新たな提案、アイデアを出す時間もちょうだいできればありがたいというふうに思っております。

そしてまた、具体的に何人あそのエリアでと、犠牲者が出たのかということでございますが、正確な数字はこれは警察以外把握できない状況でございます。それぞれお知り合いの方とかの個別の情報の中でそれぞれ何人という話もあるかというふうに思いますけれども、少なくとも警察ではこのエリアで何人というふうな情報は一切外に出していないというふうな状況でございますので、正確な数字についてはお答えはいたしかねる

というふうな状況でございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。まず町長は町民の生命と安全、生命の安全と財産を守る責務がある。責務という言葉はこの間新聞に、議会にも責務があるという言葉なのでお返ししますけれども、町長は山元町民の生命の安全と財産を守る権利がある、義務がある、責務がある。そのときに現状のあの被災したとき、私は息子を探すためにあそこをいっぱい歩いて、あの近辺のときの被災者で私の友人も本当に知り合いも被災して亡くなっています。あそこを今将来できて私は将来安全の担保ができたらいいですと。今担保が何の担保もされない中で町民だってあそこに幾ら立派なものつくってくれてもおっかなくて行けないとそれから今既存でいる、既存で住まい、その地に住んでいる方々の声も一日も早くあそこの外壁、6号からのこの外壁とか安全の施策、これをしてくれという要望の方が多くて早く俺のところ何とか今後いつまた津波来るかもしれない、地震来るかも早くそれより外から安全の担保の優先をしてくれと町長は必ず町民の生命の安全と財産の担保をしてやるのが町長。町民の声を真正面から受けて被災地のあの場所というとき、この間の臨時議会でやっと下げたのにまた同じものを出す。町長、こんな新居を我々は町民、町長は町民と声を本当にもう出向いてあの時こうだった、あの状況どうだったとなったら、そして安全の担保をしてから再提案してきょう拝むんだったらわかるんだけれども、絶対ここは私は今の状況で許すわけにはいかないの、再度町長の考えを伺う。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。町民の皆様の安全安心の確保とその責務ということは全くご指摘のとおりでございまして、そういうふうな基本的な認識のもとにいろいろご意見もございましたけれども、浸水深の状況に応じて災害危険区域の設定もさせていただいた経緯もあるわけでございます。そしてまた、浸水深、危険区域の設定に当たりましてはご案内の津波シミュレーションというふうなことも活用しながらそういうエリア設定をさせていただいたという経緯があるわけでございます。我々としては、先ほどちょっと触れさせていただきましたように、確かに災害公営住宅の仮に順調にこの建設が進めた場合の完成のタイミング、そしてまた多重防御の完成のタイミングのタイムラグというふうなことを今縷々ご心配をちょうだいしたのかなというふうに思うわけでございますけれども、先ほど申しましたように、我々も国交省整備局の方への国道の一定の津波防災の育成につながるような道路のかさ上げといえますかそういうものも精力的に進める中でできるだけタイムラグのない形、あるいは先ほどご紹介させていただいたように平屋ではなく中高層なども1階を駐車場にするようなそういうアイデアもいろいろ練る上でも少し時間的な余裕もちょうだいしながらそういうものを再構築、再整理しながらご説明の機会、審議の機会もちょうだいでできればありがたい。そして、町民の皆様が首を長くして待っておられる仮設からの一日も早い移転というふうなことにお応えをしまいたいというふうに考えておるところでございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。急がば回れでゆっくり時間与えるから、今時期ここ安全が担保されないうちはここに再上程なんかする必要はない。認めない。再度確認して。ここを忠告して私は質疑を終わります。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。菊地議員の今のお話、それはそれで我々も真摯に受け止めさせていただかなければならないというふうな思いがございまして。しかし、一方ではこの土地利用、あるいは坂元駅を中心とした新市街地の形成というふうなことを考えますと、

開発にはどうしても不可欠な土地でもございますので、そこはなるべく先ほど来からのご指摘をできるだけ払拭できるようなそういう努力もさせていただければありがたいなというふうなことでございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。ですから、私は安全の担保をされてから何らかの安全の担保をされたら考えてください。今すぐ必要は必要だといってもおっかなくて住めないところは与えてはだめ。町長は町民の生命の安全と財産を守る、これに徹して町民の声を聞いて十分な検討をしてほかの土地を探すとかそういういろいろなことを考えてからやるといふ町長のまずの今すぐはじっくり考えます、そういう回答をもらって私の質疑を終わります。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ものは急がば回れというふうなことも確かにあろうかというふうに思います。ただ、私どもとしてもこれまでこの土地利用については一定の期間、その対応もしてきた経緯がございますし、地権者の皆様との関係なりあるいは各関係機関との関係などの調整もございますし、くどいようでございますけれども、さらなる防災機能を短時間の中でどこまで調整できるのかとそういうふうなことにももう少しお時間をいただく中で何とか問題、疑問を少しでも払拭する形が見出せないのか。そういう意味でのこの検討の時間をちょうだいしたいというふうに思うわけでございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。私からも2、3点、ちょっと質疑させていただきます。安全の担保というところでは同僚の佐山議員、また菊地八朗議員からもそのお話はありました。私は8月1日に出されたときに一応いろいろ質疑したので、本当はくどく話したくなかったんですが、きょう傍聴者も多くみえています。傍聴者の方々が全部その中身がわかっていることではないと思うので、私がお話したことを再度質問させていただきます。

まず造成費に余りにもお金がかかるということで私はあのときに質問させてもらいました。具体的に、例えば200万円で土地を求めてそこに家建てるときに2,000万円の土壌改良とか土地の造成をしないと家が建たないというようなことです。きょうここにいらっしゃる皆さんがもし自分が家建てるときにそこに家建てるでしょうか。要するにただでもらった土地でも2,000万円かかるんですよ。簡単に言えばそういうことなんです。ですから、いかにあの時はこれは国から補てんされるからいいんだというような話でした。ただ、先ほどからのお話聞いていますと8分の1は持ち出しだよとそういうことを聞きますと、私は慎重にここはやるべきだろうと。まず1点、その造成費に余りかかるということ。まず山下地区の場合の造成費がかかるということ。ここは大きな私は問題だと思います。安全も担保されない。今言った持ち出しがある。そういうことに対して町長はどのように感じているのか。簡単に教えてください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の予定している坂元川北側の一帯の軟弱地盤対策というふうなことでございますけれども、岩佐議員ご指摘の部分は平常時であれば確かにそういう考えもよろしいのかなというふうに思うわけでございますけれども、そしてまた今予定しているあの場所が全然開発がされていないという部分であればそれも相当考慮すべきだなというふうに思うわけでございますけれども、現に二つの医療機関があそこにあつたり、一定の住宅が張りついてあつたりというふうな部分もございまして、新坂元駅を中心とした新市街地の形成というふうなことを考えますと、あの地区を今回開発しなければ永久的に難しい状況になるのかなと。あそこで抱えているのは排水対策でござい

ますね。排水対策というのは、ご承知のとおり、今回開発する一定の狭いエリアだけではなくあの辺一帯の広い意味での排水対策にも資するそういう部分も含まれておるわけでございますので、それと道路です。あわせて今回周辺の整備にも資する。

それから、確かに今の山下と山下の公営住宅の部分と今の予定地を比べますと単純にいきますと2.3倍というあれあるんですけども、それはたまたまの話なんです。山下も軟弱地盤のところでもたまたま開発すればそれは相対的にあれは違うわけでございますので、まず少なくとも今回のこの震災復興に伴う地盤改良、これについては必要な経費というふうなことで国の方でも認められている費用でございますので、その点についてもご理解をいただければありがたいと思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。くどくならないようにやっていきます。まず排水の対策、これはあそこに公営住宅をつくろうが何しようが八朗議員が言ったように安全を守るためには当然やらなければだめなんです、それは。それを一緒にしてそういう説明することがおかしい。ちょっとさつきわかりにくかったかもしれないので、まず土地の取得した金額とそこでいいですから。それと造成費との比較を教えてください。比較というかそのかかる部分。わかりやすい。簡単に。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。造成単価と売買単価の比較についてでございますが、造成単価につきましては先ほども町長……。（「すみません。質問で仕方悪かったんですか。要するに買った値段とそれを造成して整地して家建てるまでの造成費、どのぐらい差があるのかの、例えば1万円で買ったものを10万円かかるのか12万円かかるのか、そこです」の声あり）

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。土地の単価についてはまだ契約しておりません。1か所のみ契約しておりますけれども、想定している単価についてご回答させていただきたいというふうに思います。平方メートル当たり約田んぼの場合2,800円といたしますと、造成費については2万6,700円ということになりますので、10倍近くなるというふうになります。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。私はあの時11.5倍ぐらいかかるというような認識を持ちました。それで、私たち議員も1人として遅れていいなんて思っていないんですよ。今町長は被災した町民は1日も早く首を長くして待っているということ。私たちも全く同じ思いです。だからといって全く一般的に考えてできないような、やらないようなことをやるということは私は幾ら行政だとしてもそれは間違っていると思う。これで終わります。

議長（阿部 均君）答弁はどうしますか。（「要らない」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

1番（青田和夫君）はい、議長。少々簡単にお伺いします。簡単に教えてください。長くは要りませんから。まず1点目、造成地、現在のところの提案されているところなんですけれども、津波浸水を受けた区域をまずどう考えるのかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもちょっと触れさせていただきましたように、確かに浸水エリアというのは町全体の4割近くという状況でございますけれども、危険区域の設定でもお話し申し上げておおり、一定の浸水深があってそこで被害が発生しているというようなことにかんがみて1種、2種、3種というふうなことでございます。そしてまた多重防御が機能した暁には、この周辺についてはその危険区域のエリアには該当



はしないというふうなことでございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。多重防御の件は余り聞きたくなかったんですけども、今町長から多重防御の話が出たので一番はこの前も一般質問でお話ししましたように防潮堤が一番の生命線です。そして2番目が多重防御で県道のかさ上げの部分、その部分がなくてそしていつ完成するかもわからない。それで安全安心がとれるのか。それを考えた場合、まず用地造成をする前に国交省とのパイプある成田副町長が早急にでも立ち上げていただきたい。それが安全安心の観点から重要ではないのか。そこの辺をお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。青田議員からは以前も同じようなお話をちょうだいした経緯があったかというふうに思いますけれども、町も、当然行政も執行部も努力をするわけでございますけれども、議会の皆様なりまた議員のいろいろな人脈、ネットワークもおかりしながら事業の推進促進というふうなことをぜひやっていかなければならないというふうに思っています。そういう中で、これまで各事業主体、各関係機関からお示ししていただいている予定の時期を少しでも前倒しできるようなそういう対応をしていく必要があるというふうに思っておりますので、引き続き努力させていただきたいと思っております。

1 番（青田和夫君）はい、議長。では次、お伺いします。ほかの土地利用では現在の土地でなければだめなのか。その支障があるのか、また災害公営住宅用地でなければ現在の提案されている場所ですよ。なければならぬのか、まずお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的には宅地としての利用を前提としているわけですが、先ほども、これは平屋を中高層というふうなことでございますように同じ——でございますけれども、そのほかにも何か支障のない形で、範囲でどこまで再構築できるのか。その辺は少し検討の時間もちょうだいできるとありがたいのかなというふうに思っているところでございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。わかりました。次ですけれども、先ほど同僚議員がお話ししました。高額な造成単価について、まず町長どう考えるのかお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもちょっと触れさせてもらいましたが、こういう緊急を要するというふうな復旧復興事業というふうなことで、必要な宅地の地盤の改良というふうなことについては予算の執行が認められているというふうなことでございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。予算執行のやつ、よくわかりました。次です。新市街地予定地内の必要戸数が新たなところのもので確保できないのか、お伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。坂元地区の新市街地の必要な土地利用、フレームといいますか全体の造成の面積です。これについては担当課の方で今回の最終意向調査も踏まえた形での、今試算をしているところでございますので、担当課長の方から補足をさせていただきたいというふうに思います。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。現在数字を精査しているところでございます。その中で近々に都市計画決定をしていこうと思っておりますので、その中では一定の数字をお示しできるものというふうに思っております。以上でございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。都市決定の件もよく理解しているつもりなんですけれども、そこで最後に1点だけお伺いします。今まで町長は議会または特別委員会に対して報告がある。報告がある、または結果報告であって結果が出ているのに質問もできない。言っていることわかりますか。結果報告はあくまでも報告だけなんですよね。そして、常に議会と執行部は両輪のごとくとかまたは執行部と議会が一緒になってとかそういう話が

あります。私はそこで聞きたいのが、相談されるんだったら議会もその相談には乗ると思います。私も個人的には相談されれば乗るつもりです。でも、結果報告では答えが出ているのですよね。ですから、その辺、どう考えるのかお伺いして私の質問を終わります。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。復興計画の策定、あるいはその後の今回の災害公営住宅、個別の事業の推進、もろもろ膨大な事業展開があるわけでございますけれども、執行部といったしましても議会の皆様に相談する、あるいは報告するというふうなことになりますと一定の準備というものが必要なのかな。一定の考えなり方向性を持たない中での相談というのはなかなか素案がない中での相談というのはちょっと相談受けるほうも大変なのかなというふうな思いもございますので、一定の中間の状況の中でできるだけ早目にご説明、ご相談を申し上げる中でいろいろご指摘、ご指導いただきながら進めていきたい。ややもすると震災直後から復興計画の策定、非常にタイトな状況でございました。少しずつおかげさまで応援の職員の皆さんも含めて、プロパーの職員の皆さんも含めていろいろやってもらっている中で少しずつ軌道に乗りつつある状況もございますので、今まで以上に議会の皆様に要所要所でできるだけ早目の段階でご相談を申し上げる中で取り組みをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

1番（青田和夫君）はい、議長。ということは、執行部と議会が一体になって相談しながらやるとそう理解していいんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。はい。まさにそのとおりでございます。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

5番（竹内和彦君）はい、議長。坂元の地区の災害公営住宅ということですが、この位置的には坂元の川、坂元川の北側、この場所はJRの新坂元駅から歩いて3分か4分ぐらいとそういう位置にあります。そして、この場所は坂元の中心市街地という位置づけでもあります。現在は坂元の既存の住宅、下郷地区とそして町地区とそして今回予定している新市街地、これは連担性があります。世帯数で言うと2,100戸ぐらい。世帯数ではなく人数でいくと2,000人からの人口が予定されているというかそういうところでありますので、ぜひこの地区の……。

議長（阿部均君）質疑でございますので、その辺をよくご理解の上に質疑をお願いいたします。

5番（竹内和彦君）はい。この面的開発からみても一体的に開発すべきと思いますが、その点、お尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。現在この災害公営住宅の建築を予定しているこの議案第81号の場所につきましては、竹内議員おっしゃるとおり坂元地区の中心市街地を形成する上で密接不可分な関係にあるのかと。新駅を中心とした新市街地との一体性、あるいは近接性、連担性というふうなことでこの土地を限りなく有効活用しながらの市街地形成を図っていくべきかなというふうに考えるところでございます。

議長（阿部均君）質疑でございますので、提案されている議案に沿った質疑をお願いいたします。

5番（竹内和彦君）はい、議長。山元町の全体の発展を考えた場合、坂元地区も山下地区も同じなはずですので、何となく坂元地区が取り残されている。復興が遅れているという感じがしますので……。

議長（阿部均君）今の内容ですと質疑ではなく質問になっておりますので、その辺、気をつけ

てください。

5番（竹内和彦君）はい。できればそういった均衡ある発展のバランスという意味ではぜひこの坂元の方を進めていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この工事請負費1億9,400万円はどこから持ってきたのですか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。13節の委託料からの流用でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この工事請負費の累計はいかほどになりますか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。山下地区が3億5,000万円、坂元地区が約3億円ということで、6億5,000万円を予定しております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。答えやすいように工事請負費当初は4億5,600万円なんです。それに単純にプラスされていいのかどうか、とりあえず伺います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変失礼いたしました。当初予算では議員おっしゃるように4億5,600万円でございます。その内訳といたしまして山下地区の災害公営住宅に関しましては3億5,000万円、坂元地区に関しましては残りの1億600万円というふうになります。当初はそのような計画でございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。当初の予算説明ではそのような詳しい説明はいただきませんでした。この件についてはそうしますとその内訳は山下地区の3億幾ら、そもそもこれの用途は駐車場ですよね。駐車場の造成工事請負費として4億5,600万円、今言われた数字はその内訳ということで受け止めていいわけですね。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。当時の予算書から見ますと、確かに議員おっしゃるように駐車場整備工事というふうな説明書きがございますが、その駐車場の工事も含めて全体の造成費ということでご理解を賜りたいとかように思います。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。当初はそのような説明、これは4億5,600万円につきましては2万5,000平方メートル造成工事費、これは全て駐車場の造成費という説明を受けています。これは会議録調べればわかるわけなんです。その辺は置いておきまして、置いておきましてというかいずれどうなるかわかりませんが、質問をかえます。

この委託料18億円の中身そもそもどのような内訳だったのか、お伺いいたします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。当初予算でございますので、私の知る範囲で答えさせていただきます。工事委託費として110戸分を計上しています。それに集会所2戸で18億円ということをご理解をいただきたいというふうに思います。内訳も説明させていただきます。当時は山下1期分が50戸、2期分が20戸、それに坂元1期分として20戸、合計110戸ということ。110戸の工事費ということでご理解を賜りたいと思います。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その18億円の中には造成費も含まれていたのかどうか、お伺いいたします。当時を知る人でいいよ。当時つくった人でいいよ、答えるのは。

議長（阿部 均君）わかる方の答弁を求めます。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。私の方から説明させていただきます。18億円におきましては、建物の工事の委託費も含まれているということをご理解を賜りたいと思います。議員おっしゃるように、造成費等は含まれておりません。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほどの説明の中で委託料の中から1億9,400万円を繰り

入れた、組み替えたというような説明だったんですが、そうするとないところから持ってきて無理くり引っ張ってきたというように受け止めていいわけですか。答えられる人でいいです。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。今回の計画におきましては山下が90戸から75戸にかわりました。それに伴いまして山下と坂元の住宅を早期に完成するという観点からこのような手法をとらせていただきました。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、当初設定していた110戸というのはもう投げ捨てたということで受け止めていいわけですか。この間何回も町長も言われています。早期着工、そして多くの人に早い時期に入ってもらおうということから当初110戸ということで設定して進めてきたと思われるんですが、その辺について町長お伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。予定を放棄したということではなく、土地の取得、あるいは具体の土地利用の設計、住宅の張りつけなどを勘案しながら、例えば山下でありますと先ほどもご説明したように調整池、そういうふうなものも打ち合わせの中では後で必要なものということで判明したりというふうなこともございますので、そのときの事情の変更というふうな形で推移してきているというふうなことでご理解をいただきたい。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、この委託料を財源にしていいのかどうか。というのは、今いった調整池うんぬんかんぬんはの中で精算されていくんです。精算されるといいますかその15戸に減らしてその分を調整池の費用に充てるというようなこれまでの説明だったんですが、ですから、そこにはここの中にはまだ1億9,400万円を充てる金はないはずなんです。それを何でこういうふうな手法をとってさもさも当初それでは26億何千万円というのが当初、これが1,800戸分の総事業費、そういうふう設定してコマモノ、その中にはつきり工事造成工事費入っていないんですよ。さっきの説明で、18億円。それは住宅建築費だけでしょう。工事請負費造成費はここに当初から含まれていない。そもそもどういふこの計画予算だったのか。真剣に深刻に考えた本当に今まで言われてるそういう検討の中で出された計画なのか。その辺を考えると非常に今後も不安になる。そういうさなかに今のような事態を引き起こしている。その辺について町長、どう思われますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ちょっと具体の予算の執行の考え方、予算の組み替えも含めて担当課長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今工事造成請負費の中に造成費は入っていないというのはもう明確なんです。それに対して町長、どう思われますかということなの。もう技術的な話ではないんです、これ。そもそも予算の組み立てどうだったのかということ。ですから、私町長に聞いているんですよ。その辺をどのように検討されたのか。こういう大事業を。そういうことなんです。そういう程度でいろいろな変更をやられても非常に不安が残る、そういう案件なんです、これは。ですから、町長に聞いているんです。

あそこだけで1億9,400万円もかかる造成費用になっているんですよ。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩とします。再開は6時17分とします。

午後 6時12分 休憩

---

午後 6時17分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）震災復興整備課長庄司正一君。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。遠藤議員におきましては大変失礼をしました。当初予算書の中では工事費工事請負費に関しましては駐車場造成工事請負という形で4億5,600万円というふうに計上されています。この説明の中で駐車場だけではなく造成工事も含まれておりますので、等が抜けておったということでご理解を賜りたいというふうに思います。なお、附属資料におきましては説明といたしまして造成工事費という形の表記をさせていただいて、4億5,600万円という金額を表記させていただいておりますので、ご理解を賜りたいとかように思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。余り話広げない方がいいと思うんですが、その附属資料を見て言うならば、この点は何回も当時確認したんですが、駐車場整備実施設計1,200台、その根拠を求めたら600戸分の2台分でちゃんとここに載っているんですよ。そしてそれに基づいて当時の説明者はそのことも確認されています。そして、ですから、この当時もう1,200、1年間で作ることできるのかということも確認した記憶があります。それも会議録、特別委員会だから会議録ないのかな。その辺は置いておきまして、そのような確認もさせていただいています。この1,200台、どう説明しますか。そういうことを言うのであるならば。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。当時の議事録の発言者と異なりますが、駐車場整備実施設計と1,200台につきましては効果促進事業での対応ということで、当時建設工事の委託の中に駐車場という整備の部分がございませんでした。それについては基幹事業ということで別に計上したものとかように思います。それで、計画戸数が600戸、それで2台分計上するという中から1,200台というふうな数字が出てきたものではないのかなとかように思います。現在では建築工事費の中で1台分計上可能ということになっております。したがって、110戸分は計上はできるということで、そのほかに関しましては精査をして4,200万円でございますが、残りの分については基金の方に積み立て替えをするということになるのかなと思います。以上です。

町長（齋藤俊夫君）はい。暫時休憩をしていただきたいと思います。

議長（阿部 均君）町長から暫時休憩の申し出がありますので、これを認めます。町長、何分必要ですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。とりあえず10分程度。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩とします。再開は6時30分といたします。

午後 6時20分 休憩

---

午後 6時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）執行部より時間の延長の申し出がございますので、時間を延長いたします。再開は6時45分といたします。

午後 6時31分 休憩

---

午後 6時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）議会運営委員会がまだ未了でございますので、再度再開を延長いたします。再開は7時といたします。

午後 6時48分 休憩

---

午後 7時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）ただいま議運がまだ審議未了でございますので、暫時休憩といたします。

午後 7時00分 休憩

---

午後 7時37分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）議案81号を続けて議題とし、ただいまから質疑を行います。——質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）ただ私の質疑中だったので呼ばれたんだけど、ありません。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから、議案第81号平成24年度山元町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。この採決は、討論はありませんが、いろいろとありましたので起立採決によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立少数であります。

よって、議案第81号は否決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第18. 同意第3号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。同意第3号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明をいたします。

まず初めに、裏面をお開き願います。提案理由でございますが、現委員の森 憲一氏が平成24年9月30日に任期満了となりますので、引き続き同氏を山元町教育委員会委員として任命するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

なお、参考資料といたしまして次ページに任命しようとする者の略歴書をおつけいたしておりますので、参考にご覧いただきたいと思っております。ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので山元町議会先例91番により討論を省略します。

---

議長（阿部 均君）これから、同意第3号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（阿部 均君）ただいまの出席議員は議長を除き13名であります。

次に、立会人を指名します。山元町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に8番佐藤智之君、9番岩佐 豊君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

議長（阿部 均君）念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は山元町議会会議規則第83条の規定により「否」と見なします。

投票用紙の配布漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

議長（阿部 均君）異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次投票願います。点呼を命じます。

事務局長（渡邊秀哉君）呼上げます。1番青田和夫君、2番岩佐哲也君、3番渡邊 計君、4番菊地八朗君、5番竹内和彦君、6番遠藤龍之君、7番齋藤慶治君、8番佐藤智之君、9番岩佐 豊君、10番岩佐 隆君、11番伊藤隆幸君、12番佐山富崇君、13番後藤正幸君。

議長（阿部 均君）投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。8番佐藤智之君、9番岩佐 豊君、開票の立ち会いを願います。

〔開 票〕

議長（阿部 均君）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

棄権投票 0票

有効投票のうち 賛成 13票

以上とおり、賛成が多数です。

よって、同意第3号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

議長（阿部 均君）日程第19. 閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成24年第3回山元町議会定例会を閉会します。

皆様、大変ご苦勞さまでございました。

午後 7時50分 閉 会